

令和6年度 農林水産省・経済産業省請負事業

**令和6年度容器包装利用・製造等実態調査
及び分析における抽出計画作成等事業 報告書**

2025 年 2 月 28 日

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）では、第 11 条、第 12 条、第 13 条において、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者は、毎年度、容器リサイクル法及び主務省令で定める方法により再商品化をすることが義務づけられており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するための手法を提示する必要がある。具体的には、第 11 条から第 13 条までに掲げる主務大臣が定める比率、量、算定方法を確定することが求められており、製品・容器包装の流通経路に応じた排出データ等の収集と分析が必要となる。

平成 7 年 6 月 16 日に公布された容器包装リサイクル法は、平成 9 年 4 月に本格施行され、ガラスびん、PET ボトルが同法の再商品化義務対象物になり、3 年後の平成 12 年 4 月からは、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装が加わり、かつ、中小規模事業者に対する再商品化義務の適用除外期間が終了し、完全施行に移行した。

また、産業構造審議会環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループにおいて平成 18 年 1 月にとりまとめられた「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書ー持続可能な省資源社会を目指してー」において、再商品化義務量の算定方法について「算定の根拠となる実態調査等の精度の向上に引き続き努めるべき」との方向性が示された。

本調査は、こうした背景を踏まえ、国内の容器製造事業者、容器包装の利用事業者を対象に、その利用、製造に係る実態を調査し、事業者の容器包装廃棄物の再商品化義務量算定の情報を収集、分析することを目的として実施した。

目次

1. 本事業の概要	1-1
1.1 事業の目的及び内容.....	1-1
1.1.1 事業の目的.....	1-1
1.1.2 調査内容.....	1-1
1.2 調査実施の流れ.....	1-4
2. 調査関係用品の印刷	2-1
2.1 調査票.....	2-1
2.2 簡易回答票.....	2-10
2.3 調査依頼文.....	2-11
2.4 記入上の注意.....	2-14
2.5 Q & A 集.....	2-22
3. 調査関係用品の配布	3-1
3.1 返送先.....	3-2
3.2 追加発送の実施.....	3-2
4. 次年度調査に向けた準備	4-1
4.1 調査票回答者情報の整理.....	4-1
4.2 次年度調査客体抽出計画.....	4-2
4.3 重複是正と次年度発送リスト作成.....	4-8
5. 容器包装利用・製造等実態調査における政府統計共同利用システム（e-survey）導入に向けた検討	5-9
5.1 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフローの整理.....	5-9
5.1.1 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（調査票発送）.....	5-9
5.1.2 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（回収・点検・整理・電子化）.....	5-9
5.1.3 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（督促）.....	5-10
5.1.4 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（疑義照会）.....	5-11
5.2 e-survey の利用を前提した実現可能性の検討.....	5-11
5.2.1 実装すべき審査論理の整理.....	5-11
5.2.2 項目定義書案の作成.....	5-12
5.2.3 画面遷移案の作成.....	5-13
5.3 導入スケジュール案の整理.....	5-14
6. 本年度調査を踏まえた改善提案等	6-1
6.1 次年度以降の対応課題・提案.....	6-1
6.1.1 回答のオンライン化について.....	6-1

6.1.2 調査に係るデータの電子管理について	6-1
-------------------------------	-----

1. 本事業の概要

本事業の目的は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要となる主務大臣が定める比率、量、算定方法を確定させるための基礎データを収集することであり、前年度調査の結果を踏まえて、より精度の高い容器包装の利用・製造実態の調査・分析を行った。

1.1 事業の目的及び内容

1.1.1 事業の目的

「容器包装リサイクル法」では、第 11 条、第 12 条、第 13 条において、特定容器利用事業者、特定容器製造事業者、特定包装利用事業者は、毎年度、容器リサイクル法及び主務省令で定める方法により再商品化をすることが義務づけられており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するための手法を提示する必要がある。具体的には、第 11 条から第 13 条までに掲げる主務大臣が定める比率、量、算定方法を確定することが求められており、製品・容器包装の流通経路に応じた排出データ等の収集と分析が必要となる。

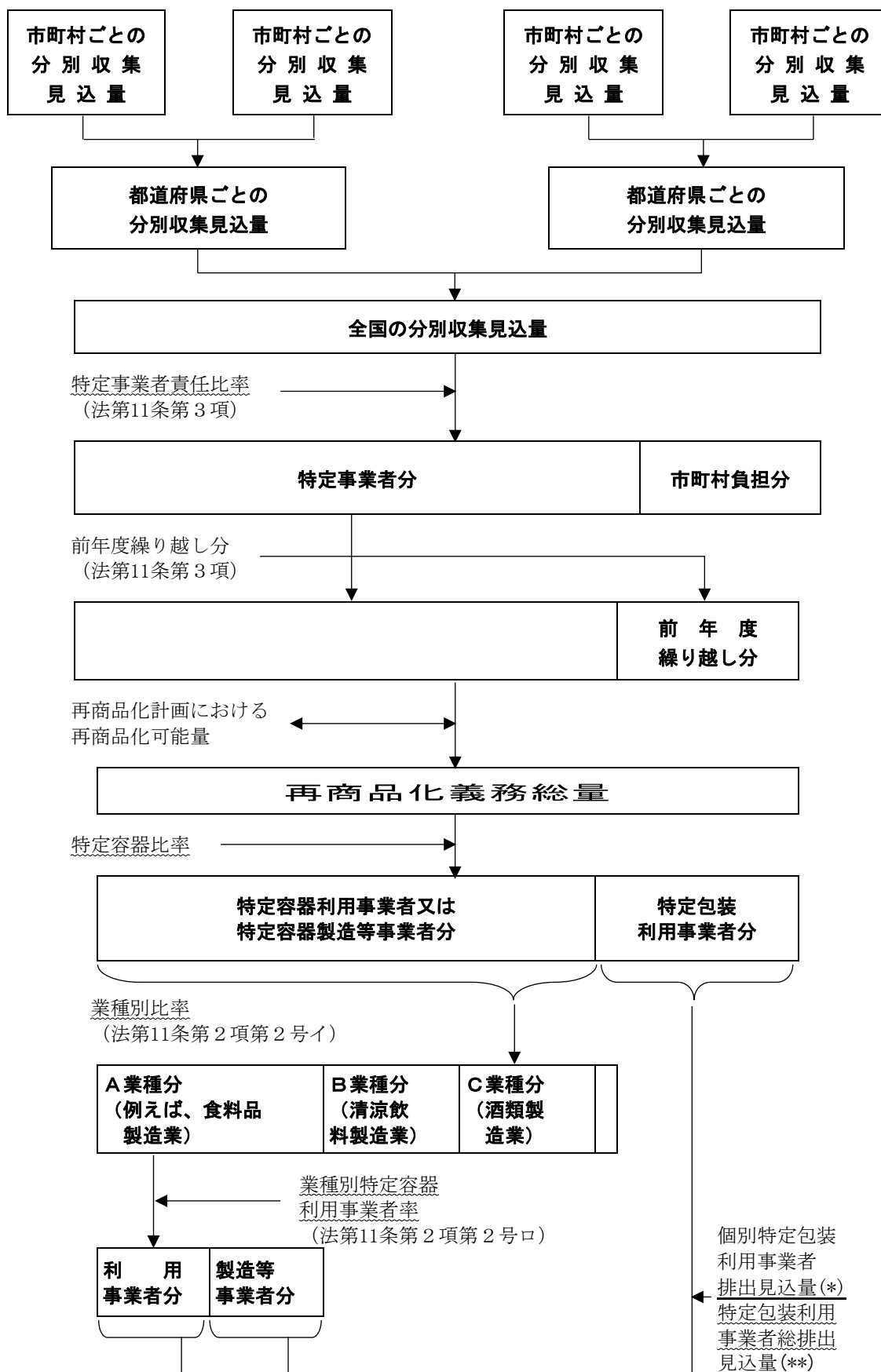
本事業は、こうした背景を踏まえ、国内の容器製造事業者、容器包装の利用事業者を対象にその利用、製造に係る実態を調査し、情報を収集、分析することを目的として「政府統計 容器包装利用・製造等実態調査（以下「本調査」という。）」を実施した。

1.1.2 調査内容

本調査で算出する数値は、「容器包装リサイクル法」に基づき主務大臣が定める比率、量、算定方法に係る以下の基礎データである。図 1-1 にこれらの数値の再商品化義務量算定手順における位置づけを示す。

- 特定事業者責任比率（法第 11 条第 3 項）
- 特定容器比率（法第 11 条第 2 項第 1 号）
- 業種別比率（法第 11 条第 2 項第 2 号イ）
- 業種別特定容器利用事業者比率（法第 11 条第 2 項第 2 号ロ）
- 業種別特定容器利用事業者総排出見込量（法第 11 条第 2 項第 2 号ニ）
- 業種別特定容器製造事業者総排出見込量（法第 12 条第 2 項第 2 号ニ）
- 特定包装利用事業者総排出見込量（法第 13 条第 2 項第 3 号）
- 事業系比率（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 10 条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第 2 条）

- 年度ごと、特定分別基準適合物ごと（無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）に以下の手順で再商品化義務総量を算定



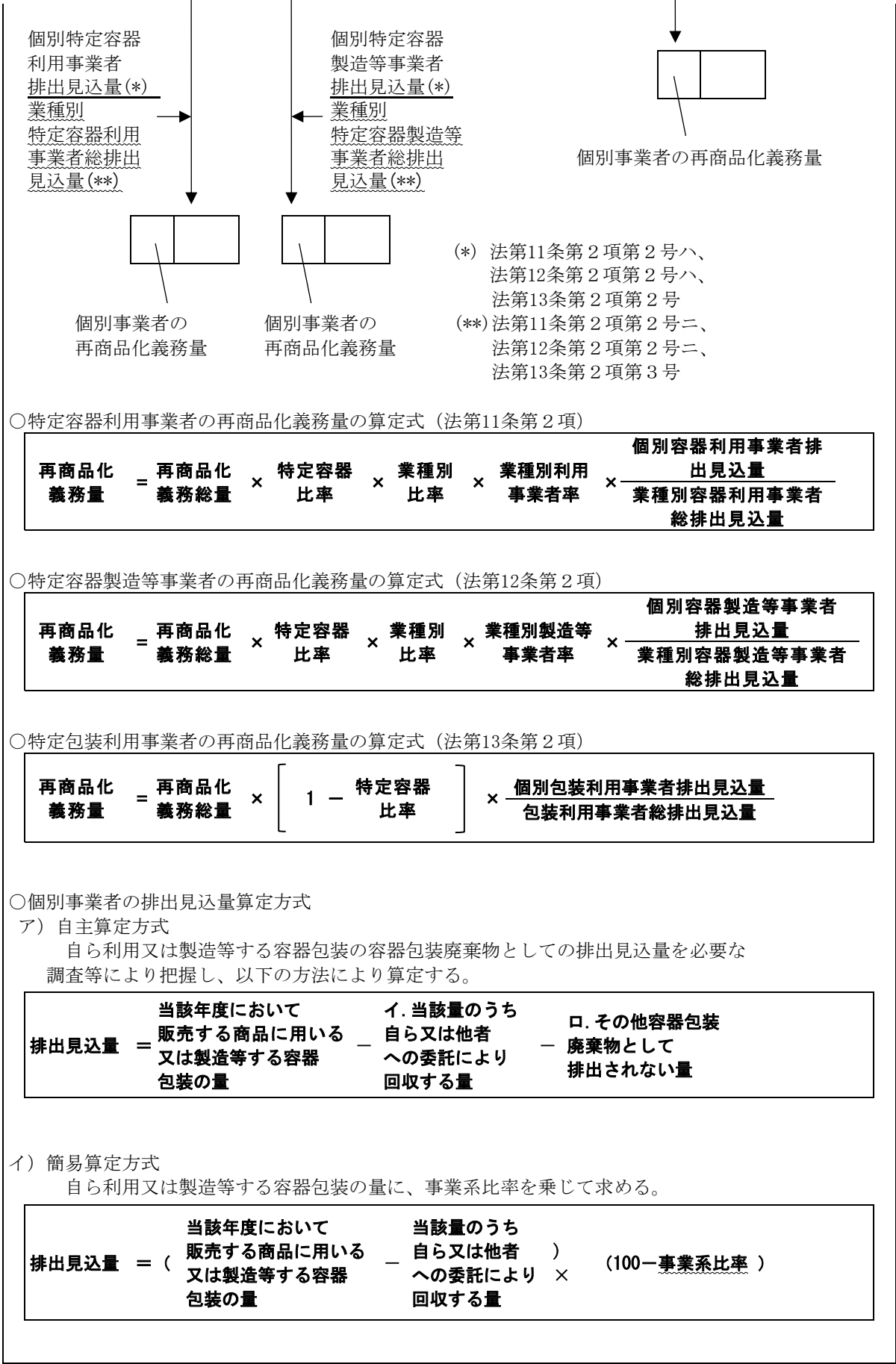


図 1-1 再商品化義務量の算定手順

1.2 調査実施の流れ

本事業は「令和6年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析における統計表作成等事業（以下「統計表作成等事業」という。）」と一体的な事業である。両者の事業全体の実施項目とそれぞれの分担は、図1-2のとおりであり、図中の二重枠線内が本事業の範囲である。

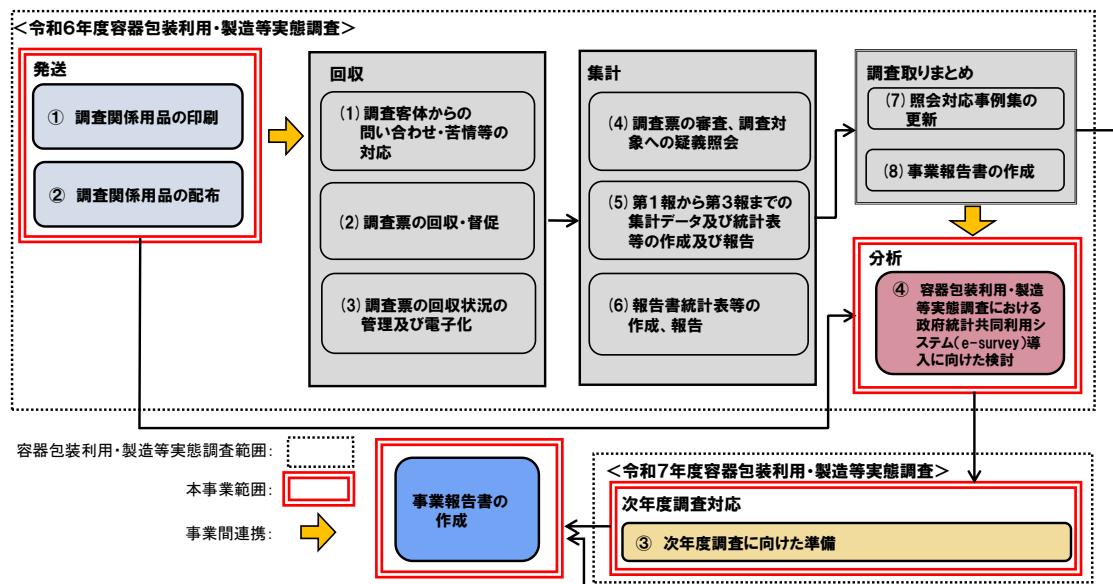


図1-2 事業全体像と分担

本調査の実施手順は、図1-3のようになっている。図中の網掛け枠内が、本事業が担当する工程（破線枠内が統計表作成等事業）である。なお、この図は調査のフローを示すものであり、実際には「発送業者リストの作成」までは令和5年度事業において既に実施されており、令和6年度調査の「発送」と令和7年度調査に向けた「抽出計画の作成」から「発送業者リストの作成」までが本事業の事業範囲である。

また、図1-4に本年度調査のスケジュールを示した。

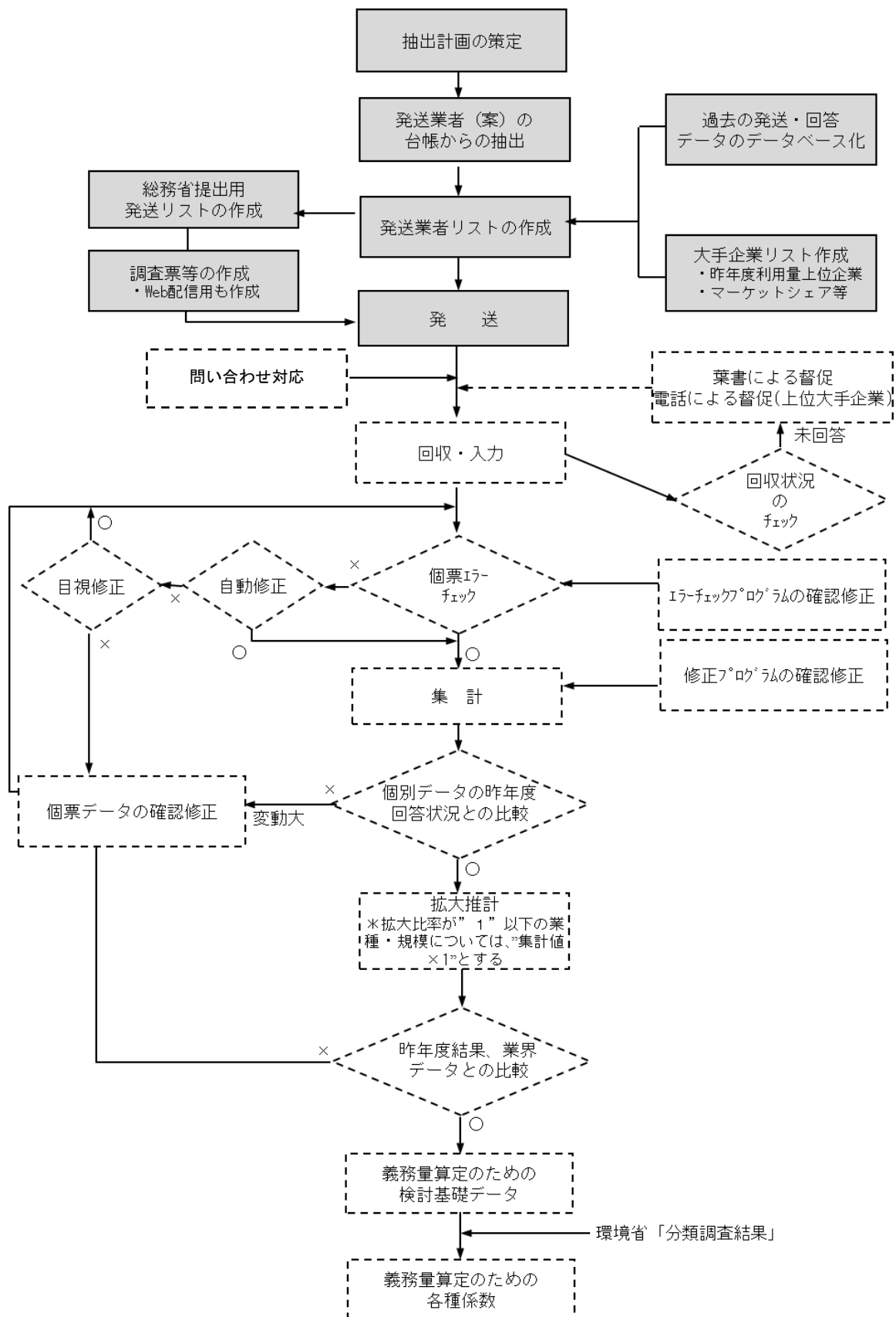
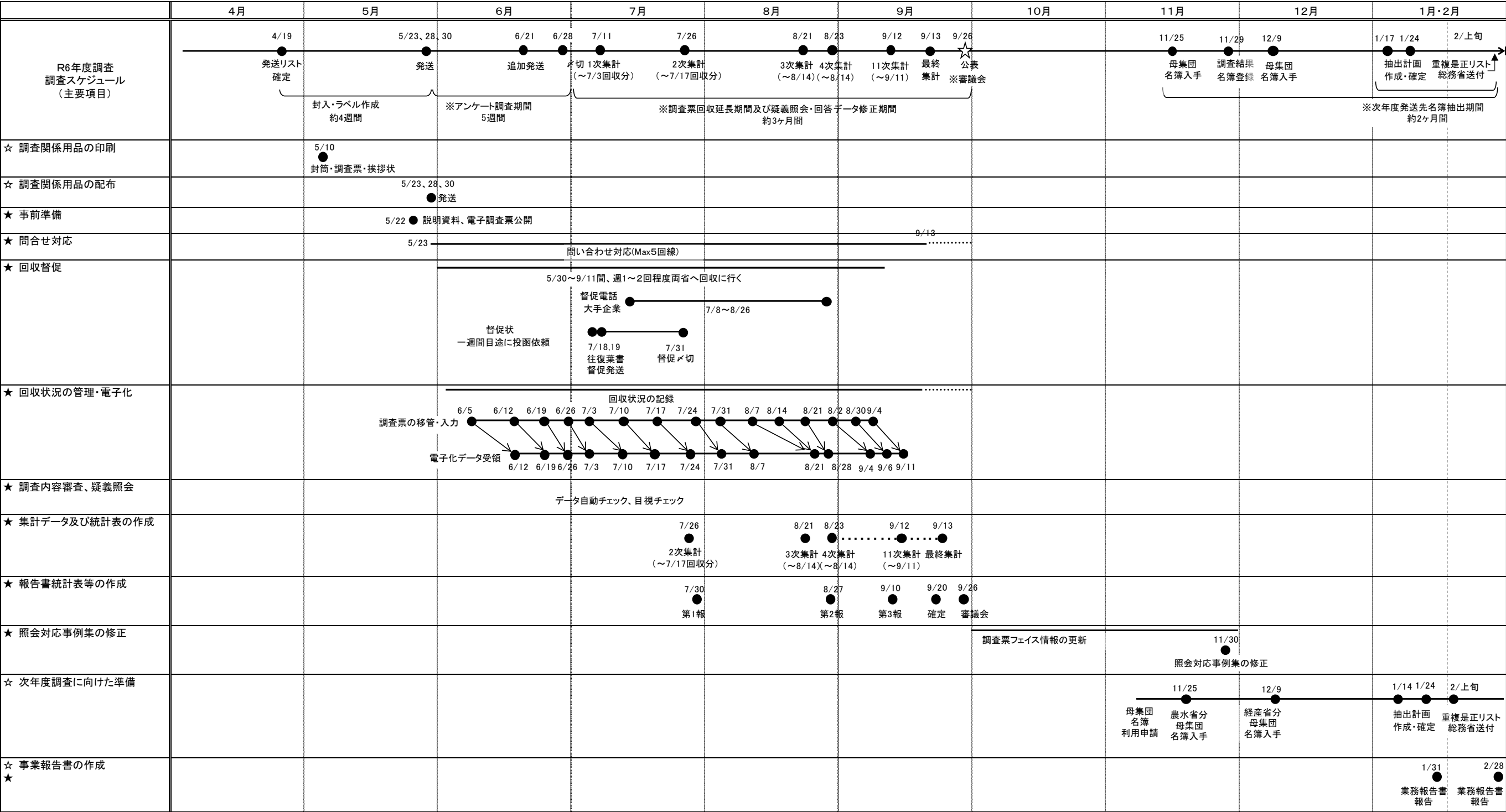


図 1-3 本調査の実施フロー



☆は抽出計画作成等事業、★は統計表作成等事業の項目

図 1-4 本年度調査のスケジュール

2. 調査関係用品の印刷

まず、調査客体に配布する調査関係用品について、指定された部数及び仕様に基づき印刷を行った。印刷した調査関係用品一式を以下に示す（具体的な内容は次頁以降に掲載）。
発信用及び返信用封筒については、経済産業省分と農林水産省分に分けて作成を行った。

- 調査票
- 簡易回答票
- 調査依頼文・参考情報案内文
- 前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位 20 社及び製造量上位 10 社への依頼文
- 記入上の注意
- Q & A 集
- 発信用封筒
- 返信用封筒

各調査関係用品について、経済産業省及び農林水産省ホームページ掲載用として、電子媒体を作成した。また、調査票及び簡易回答票にはプレプリント（送付時点で回答事業者名を印刷）を実施した。

2.1 調査票



令和6年度 容器包装利用・製造等実態調査

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまいますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和5年度の実績(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

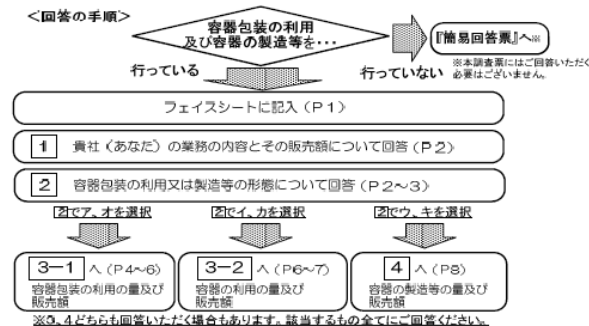
○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P2の2(2)～(3)(委託についてはP8)をご参照ください。

<回答の手順>



○別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

本票にご回答
ください。

同封の『簡易回答票』に
ご回答ください(本票へ
の回答は不要です)。
※営んでいる業務において容器包
装の利用及び製造等をまったく
行っていない場合でも、『簡易回
答票』に記入の上、ご返送くださ
い。

フェイスシート

連 絡 先	貴社名：
	法人番号： ※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください
	部署名：
	住所：〒 ※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください
	電話： ※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください
	Eメール：

1. 令和6年3月末時点 での従業員数 ※『記入上の注意』P1参照	a. 5人以下 b. 6人以上 20人以下 c. 21人以上	a～c.の該当する もの1つに○を付け てください。
2. 令和5年度 総販売額 ※『記入上の注意』P1参照	7. 7千万円以下 8. 7千万円超 2億4千万円以下 9. 2億4千万円超	7～9.の該当する もの1つに○を付け てください。

図 2-1 調査票 (1 頁)

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和5年度（事業年度）の販売額**を記入してください。

・業務は日本標準産業分類に準じます。
・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
・販売額とは各業の売上高を意味し、農業においては農産物販売額、漁業においては漁獲物販売額、林業においては林産物販売額、製造業においては製造品出荷額、卸売業及び小売業においては商品販売額を、それぞれ記入してください。
・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和5年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額		売					億			百万 円
II. 漁業としての販売額		売					億			百万 円
III. 製造業としての販売額		売					億			百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額		売					億			百万 円
V. 飲食店としての販売額		売					億			百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額		売					億			百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、**飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。**

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください（**貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください**）。

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

◀ 回答欄について ▶

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号に○を付けてください。

注）受委託関係については、『記入上の注意』P8の「参考2 受託・委託関係にある場合の業務対象者について」をご参照ください。

（複数の容器包装が付されている商品の扱い）

商品に複数の容器包装が付されている場合、各容器包装ごとに該当する容器包装利用・製造等の形態の記号に○を付け、その指示に従ってください。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」(2)の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

図 2-2 調査票（2 頁）

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数に該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	➡ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			➡ P6～7の 3-2 へ
	ロ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f			➡ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包装材料の製造・輸入のみを行っている 等】	a	b	c	d	e	f			➡ この先の質問に回答する必要はございません。
委託・受託の関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包について受委託があり、 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	➡ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f			➡ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f			➡ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			➡ この先の質問に回答する必要はございません。

図 2-3 調査票（3 頁）

3 容器包装の利用の量及び販売額

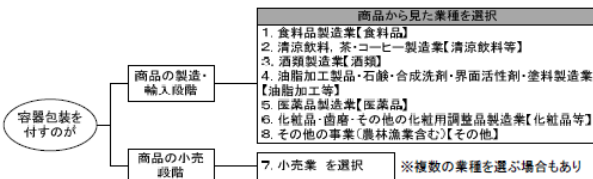
◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でア、イ、オ、カの欄に○を付けた容器包装について
容器包装を利用している商品の業種ごとに本設問にお答えください。

（業種）

○あてはまる業種ごとに1つの回答欄を使ってお答えください。業種欄に1つだけ○を
付け、業種が複数ある場合は次頁も使用し、業種の数だけ欄をご記入ください。

○業種は容器包装を付すのが商品の製造・輸入段階である場合、商品が食料品
であれば「1. 食料品」、医薬品であれば「5. 医薬品」というように商品から見た
業種を「1. 食料品」～「6. 化粧品等」及び「8. その他」から選択してくださ
い。一方、容器包装を付すのが小売段階である場合は、その商品の種類にか
かわらず「7. 小売業」を選択してください。

例：主たる業が卸売業や小売業で、びん入りワインを輸入している場合、その
びんの業種は「3. 酒類」になります。一方、そのワインの消費者への販売
時にレジ袋を付した場合は、その袋の業種は「7. 小売業」になります。その
どちらも行っている場合、「3. 酒類」と「7. 小売業」どちらも当てはまり、
欄を2つ使って別々に回答することになります。



①：容器包装利用商品販売額	・ 容器包装を利用している商品の販売額（輸出分を含む）をご記入ください。 ・ 金額は消費税を含めた金額、酒税、たばこ税を抜いた金額をご記入ください（百万円未満四捨五入）。 ・ 1つの商品に複数種類の容器包装を利用している場合、各容器包装ごとに商品販売額の全額をご記入ください。 （例：ふた・ラベルがプラスチック製のペットボトルの商品販売額が100万円の場合、dとfの①にそれぞれ1を記入してください） ・ この調査により報告された記入内容は、本回答欄に限らず全欄において、統計法により秘密が保護されます。
②：輸出品利用量	・ 輸出品に利用している容器包装の量を指します。
③：国内利用量	・ 国内出荷商品に利用している容器包装の量を指します。
④：自主回収認定容器利用量	・ 利用事業者が自主的に回収している容器のうち、おおむね90%の回収率を達成しており、法第18条に基づき主務大臣による認定を受けた容器の利用量を指します（現時点で認定されているのは、一升びん、牛乳びん、ビールびん等です）。
⑦：③～④～⑥のうち業務用出荷容器包装量	・ ⑤：容器包装利用量のうち最終的に業務用に出荷される商品に付す容器包装の量を指します。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器包装の量のうち、⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。 ※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
⑧：家庭系排出比率	・ 家庭から容器包装廃棄物として排出されることが見込まれる量の割合（⑤から⑥及び⑦を差し引いた量が⑤の何%程度になるか）を指します。⑥及び⑦がわからない場合は、およその数値を記入してください。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です（百万円未満は四捨五入）。

◎2の回答欄（チェックシート）でア、オのいずれかの欄又は両方の欄に○を付けた方は、あてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

回答欄	商品から見た業種 （あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください）	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 （百万円）	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません（他の欄も同様）	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量(③+④)(kg) ※③～④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③～④のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%)
3-1	1. 食料品	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	2. 清涼飲料等	b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	3. 酒類	c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	4. 油脂加工等	d. ペットボトル （飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒類）	百万円		kg			kg	kg	%
	5. 医薬品	e. 紙製容器	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	6. 化粧品等	f. プラスチック製容器	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	7. 小売業	g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
	8. その他 （1つだけ○）	h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

図 2-4 調査票（4 頁）

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください ↓ ⑨：家庭系排出比率(%)
3 1	1. 食料品	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	2. 清涼飲料等	b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	3. 酒類	c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	4. 油脂加工等	d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
	5. 医薬品	e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
	6. 化粧品等	f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
	7. 小売業	g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
	8. その他 [1つだけ] ○	h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

3-2 容器の利用の量及び販売額

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です(百万円未満は四捨五入)。

◎2の回答欄(チェックシート)でイ、カのいずれかの欄又は両方の欄に○を付けた方は、◎表3-1冒頭の説明をよく読んでお答えください。

あてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

〔注〕輸入した商品の業種区分は、商品そのものの業種(ワイン輸入→酒類製造業→3に○)です。ここでは卸売業という業種はありません。

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください ↓ ⑨：家庭系排出比率(%)
3 2	1. 食料品	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	2. 清涼飲料等	b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	3. 酒類	c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
	4. 油脂加工等	d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
	5. 医薬品	e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
	6. 化粧品等	f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

図 2-6 調査票 (6 頁)

回答欄	商品から見た業種 (※ではまる業種番号に 各欄1つだけ○を付け てください。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量 (kg)	③：国内 利用量 (kg) (※中身重量は含み ません (他の欄も 同様))	④：自主回収 認定容器 利用量 (kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④) (kg) (※③-④の値が入 ります。)	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量 (kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量 (kg)	⑧：家庭系 排出比率 (%)
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg
b. ガラスびん (茶色)	百万円				kg	kg	kg	kg	kg	%
c. ガラスびん (a. b以外)	百万円				kg	kg	kg	kg	kg	%
d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円				kg			kg	kg	%
e. 紙製容器	百万円			kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
f. プラスチック製容器	百万円			kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)			a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg
b. ガラスびん (茶色)	百万円				kg	kg	kg	kg	kg	%
c. ガラスびん (a. b以外)	百万円				kg	kg	kg	kg	kg	%
d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円				kg			kg	kg	%
e. 紙製容器	百万円			kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
f. プラスチック製容器	百万円			kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

図 2-7 調査票 (7 頁)

4 容器の製造等の量及び販売額

- ◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でウ、キの欄に○を付けた方は、本設問にお答えください。
- ◎商品を自ら製造又は輸入した容器に入れて販売(出荷)している場合や、容器に入った商品を輸入して販売(出荷)している場合(2でイ、力の欄に○を付けた場合)には、3-2の方にご回答いただいておりますので、その容器について、下表に記入していただく必要はありません。

(業種)

○容器の出荷対象業種(最終商品を容器に入れる業種)についてあてはまる業種ごとに1つの欄を使ってお答えください。

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です(百万円未満は四捨五入)。

①：容器の販売額	・輸出分も含めます(百万円未満四捨五入)。消費税を含めた額を記入してください。
③：回収容器量	・②：国内出荷量のうち自ら又は他者に委託して回収している場合に、回収した容器の量を記入してください。なお、他者に委託することなく、その他者が再商品化した原料を購入している場合は含めないでください。
④：②-③のうち業務用出荷容器量	・②：国内出荷量のうち最終的に業務用に出荷される商品に利用される容器の量が判明している場合にのみ記入してください。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器の量のうち、③：回収容器量に該当する分がある場合は、その分(業務用容器包装回収量)を差し引いた量を記入してください。なお、④：②-③のうち業務用出荷容器量を把握していない場合には、記入する必要はありません。

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]	容器の種類		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
		単 位							
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①：容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②：国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③：回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①：容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②：国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③：回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①：容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②：国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③：回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①：容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②：国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③：回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①：容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②：国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③：回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg

2.2 簡易回答票

(令和6年度容器包装利用・製造等実態調査)

容器包装の利用・製造等を行っていない事業者用 簡易回答票

◎営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、本用紙に記入した上で、返送してください。

農林水産省・経済産業省

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

【FAX送信先】

容器包装利用・製造等実態調査事務局 行
FAX番号 0120-964-200

貴社名：
法人番号：
部署名：
住所*：〒 —
電話：
メールアドレス：

※住所欄につきましては、本調査票の送付先と現住所が異なる場合のみご記入いただければ結構です。

●以下の設問（1.、2.）の両方について、該当するものに○をしてください。

1. 令和6年3月末時点 での従業員数 ※『記入上の注意』P1 参照	a. 5人以下 b. 6人以上 20人以下 c. 21人以上
2. 令和5年度 総販売額 ※『記入上の注意』P1 参照	ア. 7千万円以下 イ. 7千万円超 2億4千万円以下 ウ. 2億4千万円超

a.～c.の該当するもの
1つに○を付けてください。

ア.～ウ.の該当するもの
1つに○を付けてください。

●貴社（あなた）の業務の内容とその販売額
貴社（あなた）の営む業務ごとに、令和5年度（事業年度）の販売額を記入してください。

	販売額（単位：百万円）					
	兆	億	百万	円	百万	円
I. 農林業としての販売額						
II. 漁業としての販売額						
III. 製造業としての販売額						
IV. 卸・小売業としての販売額						
V. 飲食店としての販売額						
VI. その他の業（建設業、サービス業等） としての販売額						

※詳細は『記入上の注意』P2「1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」を参照ください。

ご協力ありがとうございました。

〈簡易回答票に関するお問い合わせ先〉
容器包装利用・製造等実態調査事務局 お問い合わせセンター
電話：0120-380-641
（土、日、祝日を除く、AM9:00～PM6:00）

図 2-9 簡易回答票

2.3 調査依頼文

事業者各位	令和6年5月 財務省、厚生労働省、農林水産省 経済産業省、環境省		
容器包装利用・製造等実態調査の実施について			
平素より、環境行政及びリサイクル行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省では共同して、国内における容器包装の製造・利用実態の把握のための調査を平成8年より実施しております。容器包装を製造または利用している可能性がある業種（製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、漁業等）の事業を行う全国の個人事業主を含む事業者の皆様の中から選出して毎年実施している調査です。 ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として制定された「容器包装リサイクル法」（平成9年4月一部施行、平成12年4月完全施行）により、事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、再商品化（リサイクル）する義務が生じることとなっています。 各事業者に課せられる再商品化義務量は、国が毎年度公表する量・比率等に基づき、算出されます。本調査は、実態に即した量・比率等を定めるために実施するものです。別添調査票により、各事業者の現在の容器包装の利用・製造等の有無、容器包装の種類ごとの使用量、出荷量及び販売額等について調査いたします。本調査の同封物は以下のとおりです。			
①本紙 ②本調査票(A4×8頁) ③簡易回答票(A4×1頁)※容器包装を利用・製造等していない事業者用 ④記入上の注意 ⑤本調査Q&A ⑥返信用封筒			
本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、その実施について総務大臣の承認を受けて実施するものです。ご多忙の中、大変恐縮ではありますが、下記期限までに調査票に必要事項を記入のうえ、お送りいただくようお願い申し上げます。ご回答いただいた調査票については、前記目的のみに使用し、個人情報を含む全てのデータについて責任を持って守秘いたします。 （備考） ○ 本調査は、容器包装リサイクル法を担当する財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省が共同で実施するものですが、調査票の送付・回答のとりまとめ・集計等は、農林水産省及び経済産業省が実施します。なお、調査結果の概要については下記ホームページに掲載いたします。 ○ 貴社（あなた）が、容器包装の利用・製造等を行っていない場合でも、量・比率等の決定に反映させる必要がありますので、お手数ではございますが、同封いたしました簡易回答票（A4×1頁）の設問にご記入の上、下記の回答方法にてご返送をお願いします。 ○ 本調査の詳細につきましては、下記ホームページでも、容器包装リサイクル法関連のパンフレット、Q&Aや本調査の説明資料、記入例等を掲載しておりますのでご参照ください。なお、本調査に関する問合せ等につきましては、下記の問合せ先でも受け付けております。			
1. 回 答 期 限 令和6年 6月28日（金） 2. 調査に関するお問合せ先 容器包装利用・製造等実態調査事務局 電話：0120-380-641（土、日、祝日を除く、AM9:00~PM6:00） 3. 回 答 方 法 郵送 または オンライン回答 （ア）郵 送 同封の返信用封筒にてご返送ください 簡易回答票受付FAX番号：0120-964-200 （イ）オンライン回答 e-Gov 電子申請からアクセスしてください			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">e-GOV 電子申請</td> <td style="padding: 5px;"> e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ https://shinsei.e-gov.go.jp/ トップページ>手続検索 >「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索 >検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を選択してください </td> </tr> </table>		e-GOV 電子申請	e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ https://shinsei.e-gov.go.jp/ トップページ>手続検索 >「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索 >検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を選択してください
e-GOV 電子申請	e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ https://shinsei.e-gov.go.jp/ トップページ>手続検索 >「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索 >検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を選択してください		
4. 関連ホームページ 下記ホームページより調査票、説明資料等のダウンロードが可能です。また、ご協力頂いた調査の結果についてもこちらに掲載する予定です。 （経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html （農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/vouki/y_survey/index.html			

図 2-10 調査依頼文



令和6年5月

財務省、厚生労働省、農林水産省
経 済 産 業 省 、 環 境 省

容器包装利用・製造等実態調査ご協力のお願い

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より容器包装利用・製造等実態調査（以下「本調査」という）にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本調査は容器包装リサイクル法に基づき、各事業者には課せられる再商品化義務量を算定するための量・比率等を求めるため、業種別及び容器包装の種類別の製造・利用等の量を把握することを目的としております。

ご存知のとおり容器包装の利用・製造等は大規模事業者の占める割合が高く、**貴社のご回答によって、特定の業種・特定の容器包装における利用量・製造量の集計においてより精度の高い量・比率等を導き出すことができます。**

適正な量・比率等の算出のため、是非ご回答いただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

敬具

図 2-12 調査依頼文（特定の容器包装の利用・製造等量が多い事業者）

2.4 記入上の注意

記入上の注意

調査票の記入に当たっては、以下の事項を参照してください。

一般注意

1. 記入は、黒のボールペン又は鉛筆で、はっきりとわかりやすくお願いいたします。また、回答は、数値を記入していただくものと、○を付けていただくものがありますが、○は該当する番号又は記号に付けてください。
2. 本調査票は、事業所（工場等）ごとではなく**企業単位**で回答してください（農業事業体等は事業体単位でご回答ください）。
3. 営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、簡易回答票に記入した上で、必ず返送してください。
4. 数値記入の質問は、すべて令和5年度（個人事業者の方は令和5年中、法人事業者の方は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度）の実績を記入してください。
 なお、令和5年度の実績が出ていない場合には、直近年度の実績を記入してください（正確な数値が不明の場合であっても概算又は推定で記入してください）。
 また、単位については以下のとおりとしてください。
 (1) 重量は、kg未満を四捨五入して「kg」まで記入してください。
 (2) 金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
5. 販売額については、以下のとおりとしてください。
 (1) 販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあつては農産物販売額、漁業にあつては漁獲物販売額、林業にあつては林産物販売額、製造業にあつては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあつては商品販売額を、それぞれ記入してください。
 (2) 販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
 (3) 為替レートは、決算時のものを使用してください。
6. 具体的な記入例については、経済産業省もしくは農林水産省のホームページ掲載の記入例をご参照ください。
 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html
 農林水産省 https://www.aff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html
7. 記入が終わりましたら、**6月28日(金)**までに、以下のいずれかの方法でご返送ください。
 (1) 郵 送 同封の返信用封筒に入れ投函してください（簡易回答票はFAXでも構いません）。

- (2) オンライン回答 e-Gov 電子政府の総合窓口へアクセスし電子調査票を入力および送信ください。

e-GOV
電子申請

e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
 トップページ>手続検索>「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索
 >検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を、検索選択してください

（調査票に関するお問い合わせ先）

容器包装利用・製造等実態調査事務局 ℡ 0120-380-641（土、日、祝日を除く、AM9:00～PM6:00）

■調査項目の説明■

「フェイスシート」【調査票、簡易回答票共通】

- (1) 本設問はすべての方が記入してください。
- (2) 「令和6年3月末時点での従業員数」には、容器包装の利用及び製造等を行っている部署以外を含むすべての**常時使用する従業員数**について該当する記号に○印を記入してください。
 なお、常時使用する従業員とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であつて、その雇用契約上常雇である旨が積極ないしは消極に示されている者としてください。
 したがって、事業主又は法人の役員、臨時従業員*は「常時使用する従業員」には含まれません。
 <※次のア～エに該当する場合は臨時従業員と考えてください>
 ア. 日々雇入れられる者（但し、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
 イ. 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（但し、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
 ウ. 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（但し、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
 エ. 試の使用期間の者（但し、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- (3) 「令和5年度総販売額」には、容器の利用及び製造等を行っていない業務の分も含め、**営んでいるすべての業務の総販売額**に該当する記号に○を付けてください。なお、決算等の都合上、令和5年度総販売額の実績が出ていない場合には、令和4年度の実績を記入してください。

図 2-13 記入上の注意（1 頁）

「1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」【調査票、簡易回答票共通】

- (1) 本設問はすべての方が記入してください。
- (2) 記入する販売額の単位は百万円です。
- (3) 製造小売業の販売額については、「IV.卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V.飲食店としての販売額」の欄に記入してください。
- (4) 商品の輸入を行っている場合、その販売額は「IV.卸・小売業としての販売額」に含めて記入してください。
ただし、医薬品製造業に該当する商品（例：医薬品、医薬部外品、生薬・漢方製剤）の中身を輸入して、容器包装を付して販売している場合には、その販売額を「III.製造業としての販売額」に含めて記入してください。

「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」【調査票のみ】

- (1) ここでいう「容器」とはガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル（食料品（しょうゆ・乳飲料・しょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料、料理酒・クッキングワイン（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの））用・清涼飲料用・酒類用）、紙製容器（飲料用で原材料としてアルミニウムが利用されていない紙製容器（以下「紙パック」という。）、段ボール容器を除く）、プラスチック製容器に限り、「包装」とは紙製包装、プラスチック製包装に限ります。詳細は5ページの「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。
- (2) 容器包装の「利用」及び容器の「製造等」は以下のとおりです。
＜容器包装の「利用」について＞
「利用」には、「農業、林業、漁業及び製造業に属する事業を行う事業者が、商品を国内で購入した容器包装を付して販売（出荷）する行為」、「卸売業及び小売業に属する事業者が国内で購入した容器包装に、商品を入れて販売（出荷）する行為」及び「輸入業者等が容器包装に入った商品を輸入して販売（出荷）する行為」が含まれます。
（注）卸売業及び小売業に属する事業者が、既に容器包装に入れられている商品を販売する行為（例：メーカー等で既に梱包された段ボール容器に入った製品の販売）や農家等が既に容器包装の付されている商品を使用する行為（例：農家のプラスチック製容器入り農薬等の使用）は、「利用」の対象になりません。
＜容器の「製造等」について＞
「製造等」には、「容器製造等事業者による容器の製造」、「容器利用事業者による容器の自社製造（インプラントの判断基準参照）」及び「輸入業者等による容器の輸入（容器に入った商品の輸入も含む。）」が含まれます。
※インプラントの判断基準
次の1）～3）の判断基準に基づいて特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。
 - 1) 特定容器利用事業者より依頼を受けて、印刷やラミネート等の加工が施されたプラスチックのフィルム若しくはシート又は印刷やラミネート等の加工が施された原紙のロール又はシートを特定容器利用事業者が包材メーカーから購入して利用する場合は、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）が特定容器製造等事業者である。
 - 2) 無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートを包材メーカーが特定容器利用事業者の規格に従い、スリット、裁断等の加工を加え、納入して販売した場合には、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）がその特定容器製造等事業者である。
 - 3) 特定容器利用事業者が、無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートをメーカーより購入し、そのまま使用する場合又は自ら印刷、スリット等を施して利用する場合は、特定容器利用事業者が特定容器製造等事業者である。
- (3) 委託・受託関係にある場合の「利用」及び「製造等」の義務対象者の判断については8ページの参考2を参照してください。

「3 容器包装の利用の量及び販売額」について【調査票のみ】

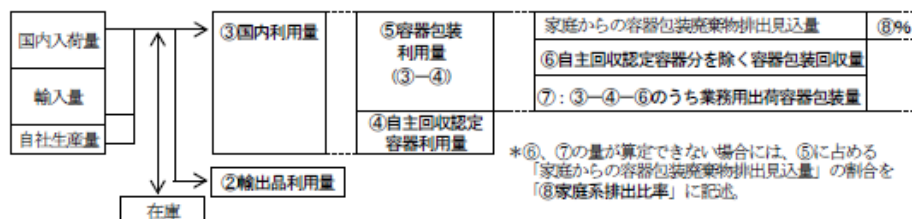
3-1 容器包装の利用の量及び販売額

3-2 容器の利用の量及び販売額

※3-1 へは2で「ア」、「オ」の欄に○を付けた場合、3-2 へは2で「イ」、「カ」の欄に○を付けた場合に記入してください。

※容器包装の利用商品が複数の業種にあてはまる場合、業種ごとに3-1 又は3-2 へ回答してください。業種が複数あり、回答欄が足りない場合はお手数ですが残りの業種分をコピーして、業種ごとに回答してください。

容器包装のフロー



- (1) 「a. ガラスびん（無色）」～「h. プラスチック製包装」以外の容器包装（例えばアルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボール等）については記入していただく必要はありません。
- (2) 「①容器包装利用商品販売額」について
容器包装の種類ごとに、それらを利用した商品（輸出されている商品を含めた）販売額の合計を記入してください（単位 百万円）。なお、1つの商品に複数種類の容器包装を利用している場合、容器包装ごとに商品販売額全額を記入してください。
- (3) 「②輸出品利用量」「③国内利用量」について
 - 1) ②は輸出品に付している容器包装の量を、③は国内出荷商品に付している容器包装の量を指します。
 - 2) それぞれ商品の中身重量は含みません。
 - 3) 複数素材の容器包装については、一般家庭で分離可能な容器は、素材ごとに分けて考えた上でそれぞれの該当する容器包装の欄ごとに利用量を記入してください。また、一般家庭で分離不可能な容器包装は、重量ベースで主たる素材の容器包装の欄に、その容器包装全体の利用量を記入してください。
分離可能な場合の例：プラスチック製キャップ及びラベル付きペットボトルを利用している場合、「f. プラスチック製容器」の欄にプラスチック製キャップの利用量(重量)を、「h. プラスチック製包装」の欄にプラスチック製ラベルの利用量を、「d. ペットボトル」の欄にペットボトルの利用量を記入してください。
 - 4) 通い箱、ビールや清酒のプラスチック製の流通箱（P箱）などの商品の輸送のみを目的としており、商品及び空容器の保管・運搬及び回収用の器具として用いられる容器包装については、③に含めないでください。
 - 5) 不明の場合であっても、概算又は推定で記入してください。
例1：代表的な商品1個あたりのおおよその容器包装の量を調べ、次の式などにより輸出品及び国内の利用量を求めてください。 $\text{商品1個あたりのおおよその容器包装重量} \times \text{商品の出荷個数}$
例2：代表的な商品に利用している容器包装の量を調べ、単位販売額当たりの容器包装量を算出して、次の式などにより輸出品及び国内の利用量を求めてください。 $\text{単位販売額当たり容器包装量} \times \text{販売額}$
- (4) 「⑥自主回収認定容器分を除く容器包装回収量」について
容器包装の種類ごとに、委託して回収している場合あるいは、自ら回収している容器包装の量（回収されたものを購入している場合も含む）を記入してください。ただし、プラスチックトレーを回収している場合であっても、プラスチックトレーを「利用」していなければ記入する必要はありません。

図 2-15 記入上の注意（3 頁）

- (5) 「⑦：③－④－⑥のうち業務用出荷容器包装量」について
 ⑦とは「⑤容器包装利用量」のうち最終的に業務用に出荷される商品に付す容器包装の量を指します。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器包装の量のうち、⑥に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。
 ※なお、自動販売機によって販売する商品の容器包装については、そのうち家庭で消費される量を見込んで（例えば、家庭消費量＝販売量－販売機横くずかごの回収総量）、業務用に出荷される容器包装の量を算出し、記入してください。
- (6) 「⑧家庭系排出比率」について
 ⑥及び⑦の量がわからない場合には、⑤から⑥及び⑦を差し引いた量（家庭で消費される量）が、⑤の何パーセント程になるかを推定し、⑧欄に記入してください。

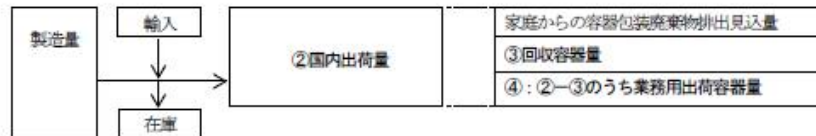
「4 容器の製造等の量及び販売額」について【調査票のみ】

（容器の製造等事業者又は輸入事業者向け）

※本設問は、2で「ウ」、「キ」の欄に○を付けた場合にのみ記入してください。

※容器の出荷対象業種が複数ある場合、業種ごとに回答してください。出荷対象となる業種が複数あり、回答欄が足りない場合はお手数ですが残りの業種分をコピーして、業種ごとに回答してください。なお、出荷対象業種は、製造した容器が利用される商品の業種です。したがって、容器そのものの卸売業は出荷対象業種には該当しないことにご注意ください。

容器のフロー



- (1) 製造又は輸入している容器の種類（「a. ガラスびん（無色）」～「f. プラスチック製容器」）ごとに記入してください。なお、ここに掲げられていない容器（例えばアルミ製容器）、及び包装材については記入していただく必要はありません。
- (2) 「②国内出荷量」及び「①容器の販売額」について
 ②とは「容器のフロー」に示すように、製造又は輸入している容器のうち国内に出荷される量です。また、①は国内出荷量に対応する容器の販売額だけでなく、輸出分の販売額も含めてください（単位 百万円）。
 ※複数素材の容器については、一般家庭で分離可能な容器は、素材ごとに分けて考えた上でそれぞれの該当する容器の欄ごとに出荷量（販売額）を記入し、また、一般家庭で分離不可能な容器は、重量ベースで主たる素材の容器の欄に、その容器全体の出荷量（販売額）を記入してください。
 分離可能な場合の例：アルミキャップ付きプラスチック製ボトルを製造している場合、「f. プラスチック製容器」の欄にのみプラスチック製ボトルそのものの製造量（重量）を記入してください（アルミキャップについては調査の対象外です）。
- (3) 「③回収容器量」について
 容器の種類ごとに委託して回収している場合あるいは回収されたものを購入している場合を含めた自ら回収している容器の量を記入してください。なお、他者に委託することなく、その他者が再商品化した原料を購入している場合は含めないでください。
- (4) 「④：②－③のうち業務用出荷容器量」について
 ④は②のうち最終的に業務用に出荷される商品に利用される容器の量が判明している場合にのみ記入してください。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器のうち、③に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。

図 2-16 記入上の注意（4 頁）

(参考1) 容器包装に関する基本的な考え方

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第76号)は、平成18年6月15日に公布され、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成18年政令第364号)によって、平成18年12月1日からその一部が施行された。これに伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する「容器包装」の定義が改正されたことから、容器包装に関する基本的な考え方を示すものである。

1. 「容器包装」について

法第2条第1項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

本法の「容器包装」に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- (1)「容器」又は「包装」に該当するか
- (2)「商品の容器及び包装」に該当するか
- (3)「当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

(1)「容器」又は「包装」に該当するか

「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの(栓、ふた、中仕切り等)も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもないもの

- ・焼き鳥の串、アイスキャンデーの棒
- ・ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ・ラベル(飲料等に付されているシュリンクラベル(商品名等を表示している筒巻き)は該当)、ステッカー、シール(キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む)、テープ類(包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当)
- ・ひも、バンド(ふたの役割をしているものは該当)
- ・野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- ・釘、ピン、ホチキスの針
- ・飲料用ストロー
- ・弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・能書、説明書(容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当)
- ・のし紙(包装紙と兼用のものは該当)
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・フック(容器の物理的に用いられるものは該当)

②他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- ・にぎり寿司の中仕切り(緑色のプラスチックフィルム)

③商品が抜かれるとバラバラになってしまう、段ボール箱等と一体と

なって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ふた、シール状のふた等(通常、他の部分と一体となって、商品保護する機能を有すると考えられることから該当)

- ・PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ(飲み口部分のもの)、缶詰のタブ(口全体のもの)
- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ふた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリン
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー(引き金式のノズル)部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具
- ・液状化粧品ボトルの中ふた
- ・テニスボールケースの中ふた
- ・チューブ入り調味料の口のシール
- ・紙パックストロー挿入口のシール

②中仕切り、台紙等(通常、他の部分と一体となって、商品保護又は固定する機能を有していることから該当)

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- ・部品の型枠
- ・クレヨンケースの中敷
- ・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
- ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
- ・バック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- ・缶ビール6缶を束ねるケーシング(プラスチック製器具)
- ・食品トレーとともに用いられる吸水シート
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム
- ・バター等の表面を覆った紙製フィルム
- ・プリスターバックの台紙
- ・蒸し饅頭の敷き紙

③発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等(他の部分との一体性や商品保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断)

- ・立方体状、板状であって、商品保護又は固定のために段ボール箱等と一体として使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
- ・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を越えているもの(「物を入れ、又は包むもの」であると解される)
- ・果物等に使用されるネット状のもの(「物を入れ、又は包むもの」であると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする)

(2)「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

- ① 入れられるもの又は包まれるもの(以下「中身」という)が「商品」であるか否か、
 - ② その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの(中身の商品と一体性を有するもの)であるか否か
- といった観点から判断される。

図 2-17 記入上の注意 (5 頁)

また、飲料パックのストローの袋など中身が「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるために提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれることが明示された。

＜該当しないものの具体例＞

①中身が商品（の一部）でないもの

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
- ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
- ・有価証券（商品券・ビール券等）を入れた袋又は箱
- ・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
- ・金融機関等で配布される現金を入れる袋
- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
- ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
- ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
- ・フィルムのネガを入れた袋
- ・病院内で提供される薬袋

②中身の商品と一体性を有しないもの

- ・かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけでなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）

＜該当するものの具体例＞

①中身が商品（の一部）であるもの

- ・飲料パックのストローの袋
- ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
- ・能書、説明書、保証書の袋

②中身の商品と一体性を有するもの

- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当）

(3)「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

- ① 中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、

- ② その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。

また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

＜該当しないものの具体例＞

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢（皿を含む）
- ・紅茶等のティーバッグ
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

＜該当するものの具体例＞

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目録の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器
- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
- ・エアゾール缶
- ・防虫剤、脱臭剤の容器
- ・病院外の薬局で処方される薬袋

②通常、商品と分離された場合に不要になるもの

- ・玩具の空箱
- ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
- ・靴の空箱
- ・家電製品等の空箱
- ・背広カバー

2. 特定容器について

法第2条第2項 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

本法の「特定容器」は「容器包装」のうち主務省令（容器包装に係る分

図 2-18 記入上の注意（6 頁）

別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という)第1条及び別表第1)により定められた形状等に該当するものである。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」であっても、それと同時に販売される商品を入れるためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器」に含まれることが明示された。

「特定容器」が属する容器包装区分に係る「特定分別基準適合物」については、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方に再商品化義務が課せられる。

<該当するものの具体例>

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に(その商品を入れるために)提供されるレジ袋や紙袋(それ自体が有償である場合を含む)
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、「容器」の一部として使用されるもの
- ・宅配ピザの宅配に使用される紙製容器
- ・「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレーに用いられる吸水シート
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

<該当するものの具体例>

- ・デパート等の小売段階で商品を含む包装紙(商品の販売時に(その商品を入れるために)提供される有償の包装紙も該当)
- ・生鮮食料品にトレーと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- ・船等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を含むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ(両端開放)状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの筒巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリーブ(両端開放)状の紙
- ・缶詰の紙ラベル(本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの)
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション(容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く)
- ・ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル(商品名を表示している筒巻き)

<用語の説明>

- ・シュリンクパック
熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
- ・マルチシュリンク(パック)
複数商品のシュリンクパック
- ・集積包装
複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
- ・ストレッチフィルム
手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム
- ・合紙
2段3段重ねの商品の間に敷いた紙
- ・分離可能なシュリンクラベル
シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

3. 特定包装について

法第2条第3項 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

本法の「特定包装」は「容器包装」のうち「特定容器」以外のものである。

(参考) 容器包装リサイクル法のスキーム図

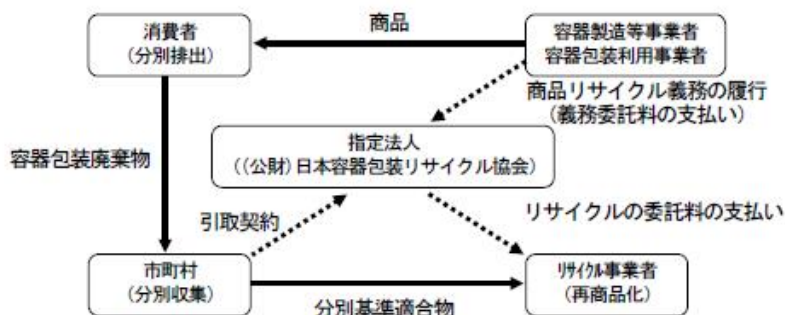


図 2-19 記入上の注意 (7 頁)

(参考2) 委託・受託関係にある場合の義務対象者について

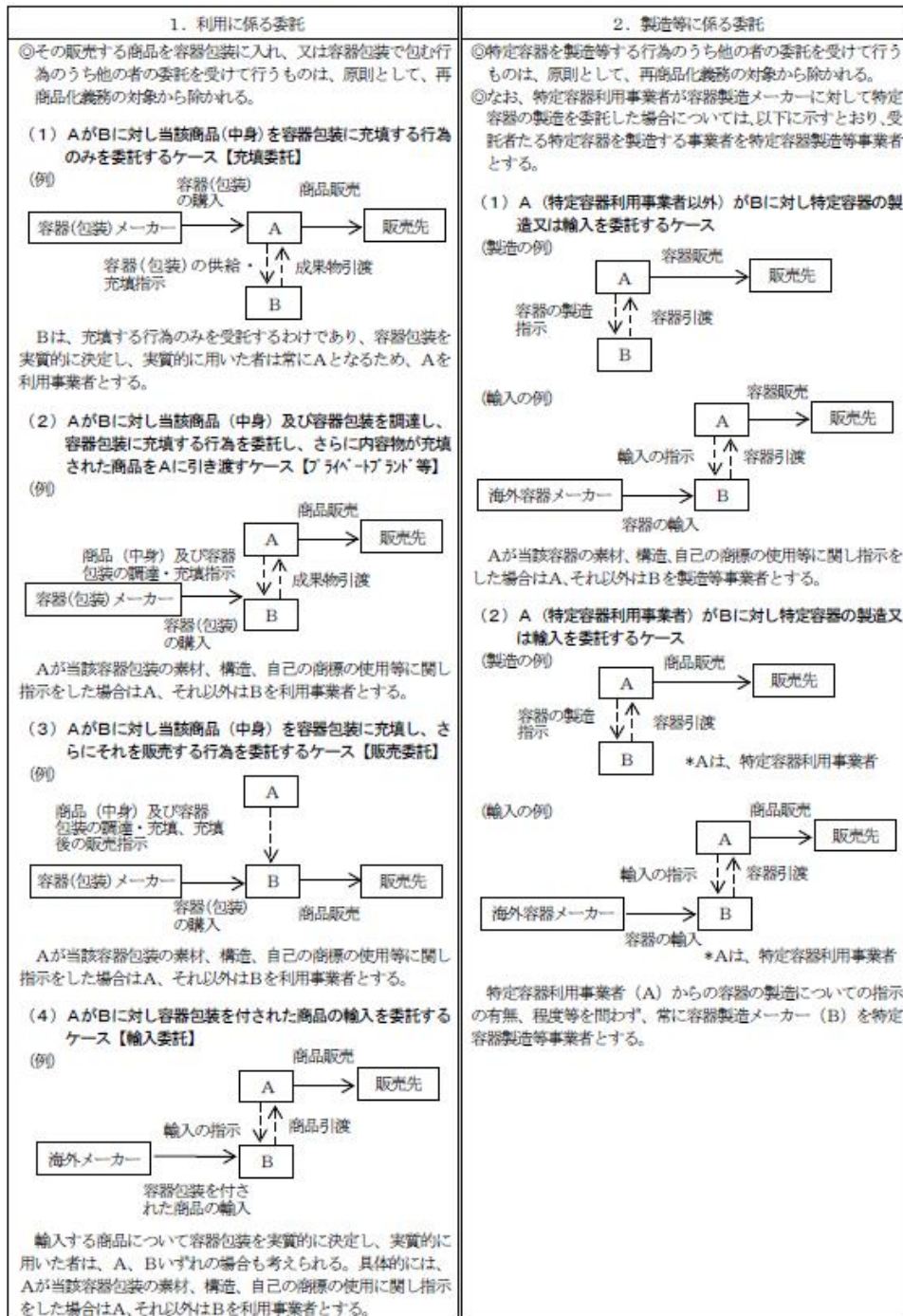


図 2-20 記入上の注意 (8 頁)

2.5 Q & A 集

■ Q & A 集 ■

調査票の送付・記入について

Q1. 調査票はどのような基準で送付しているのか。

A1: 経済センサス-活動調査、農林業センサス、漁業センサスを基に抽出した事業者（製造業、卸売業、小売業、飲食店、農家・林家、漁家等）の方に調査票を送付しています。

Q2. (公財) 日本容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託を申し込む際に容器包装の排出見込量等を申請しているが、本調査にも回答する必要があるのか。

A2: (公財) 日本容器包装リサイクル協会への申し込みは、特定事業者が再商品化の義務を果たす（協会に対して再商品化委託料を支払う）ためになされるものです。一方、本調査は、各事業者の再商品化義務量の比率を算出するために実施するものです。このように目的が異なっていること、また、お互いの守秘義務があるためデータの流用等はできないことから、双方に回答（または申し込み）していただく必要があります。

Q3. 容器包装の製造、利用のどちらにもあてはまらないが、調査票は記入する必要があるか。

A3: 法律に基づく各項目を推計する際に必要となりますので、同封しました簡易回答票に記入した上で、ご返送いただきますようお願いいたします。

用語について

Q4. “利用”と“製造等”はそれぞれどのような行為を指すのか。

A4: “利用”とは、①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託することを指します。一方、“製造等”とは、①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託することを指します。

Q5. “紙製容器”、“プラスチック製容器”とはどのようなものか。

A5: “紙製容器”とは、商品の容器のうち主として紙製のものを指します。ただし、「段ボール容器」と「飲料用紙製容器（アルミニウムが使われていない牛乳等の紙パック）」は、民間の事業所によって有償で取り引きされてリサイクルされているため再商品化義務の対象外となり、ここでは“紙製容器”に含まれません。（本調査でも対象外としています。）

一方、“プラスチック製容器”とは、商品の容器のうち主としてプラスチック製のものを指します。ただし、「飲料（酒類含む）・しょうゆ・しょうゆ加工品等ペットボトル」は“プラスチック製容器”には含まれませんのでご注意ください。

Q6. “ペットボトル（飲料（酒類含む）・しょうゆ・しょうゆ加工品等）”の“しょうゆ加工品等”の等は何を指すのか。

A6: “しょうゆ加工品等”とは、しょうゆ加工品以外に、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、料理酒・クッキングワイン（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄によりにおいが除去できるもの）を指します。なお、しょうゆ加工品には、風味しょうゆ、ぼん酢などを、調味酢には、すし酢、三杯酢、甘酢などを含みます。

Q7. 業務用と家庭用の違いは何か。（調査票4ページ「⑦業務用出荷容器包装量」について）

A7: 一般家庭で消費されることを目的とした商品に利用されている容器包装で、家庭から市町村へ出されるものが家庭用であり、それ以外が業務用となります。

業種について

Q8. 卸売業（又は飲食店業）を営んでいるが、P4（3容器包装の利用の量及び販売額）以降、業種の選択肢に、卸売業（又は飲食店業）がない。どのように記入すればよいか。

A8: プライベートブランドや自ら輸入した商品を販売している場合、その商品から見た業種を1～6又は8から選択してください（例えば、食料品を販売している場合は「1. 食料品」を選択）。また、弁当等のいわゆる“製造小売”を行っている場合は7を選択してください。

受委託関係について

Q9. 容器包装の利用・製造等について受委託の関係がある場合、誰が義務対象となるか。

A9: 受委託関係については、調査票P3「容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート」、記入上の注意P8（参考2）「委託・受託関係にある場合の義務対象者について」を参照ください。

図 2-21 Q & A 集（表）

対象物が／容器か包装かについて

Q10. 利用又は製造している容器包装材が再商品化義務の対象物なのか、あるいは容器なのか包装なのかわからない。

A10: 『記入上の注意』P5～「容器包装に関する基本的な考え方」を参照ください。

Q11. 令和2年7月施行のプラスチック製買物袋有料化で、再商品化義務の対象物が変わるか。

A11: 対象物の変更はございません。なお、有償で提供される「容器」又は「包装」が再商品化義務の対象物か否かについては、『記入上の注意』P5 1.(2)「商品の容器及び包装」に該当するかを参照ください。

Q12. 葉を入れている容器が、裏はアルミ製で、表はプラスチック製だが、プラスチック製となるかアルミ製となるかわからない。

A12: 一般家庭で分離不可能な容器包装は、重量ベースで主たる素材の容器包装の欄にその容器包装全体の利用量を記入してください。

Q13. 事業系一般廃棄物になると予想される量はどのくらいなのか。

A13: ⑦の業務用出荷容器包装量に含めてください。⑧の家庭系排出比率を書く場合には、事業系一般廃棄物の量は除いた比率としてください。

量の記入について

Q14. 容器包装リサイクル法は、一般家庭から排出される一般廃棄物が対象となっていると理解していたが、なぜ業務用についても数字を記入しなければならないのか。

A14: 家庭系と業務系の区別ができない事業者は、用いる又は製造等する容器包装の量から自ら回収する量等を差し引いた量に(100-事業系比率)(%)を乗じて「排出見込量」を算出することになります。その事業系比率を決めるために業務用の数字が必要になります。

Q15. 容器包装の在庫分については利用量に含めてよいのか。また、製造事業者に返却した容器包装の在庫分は回収量に含めてよいのか。

A15: 在庫分については利用量に含みません。また、製造事業者に返却した在庫分は回収量に含みません(当然、利用量にも含みません)。

Q16. 令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製容器(または包装)の項目の記入において、変更点がありますか。

A16: 変更点はありません。容器包装利用・製造等実態調査の対象は、プラスチック製容器または包装であるため、容器(または包装)に利用されたプラスチックのみの値を記入してください。プラスチック使用製品(いわゆる製品プラスチック)の利用量や回収量は含めないでください。

Q17. 3-1の回答欄が足りない時はどうすればいいか。

A17: お手数ですが、足りない分は回答欄のページをコピーしてご回答ください。

金額の記入について

Q18. 「容器包装利用商品販売額」には輸出分を含むのか。また、含む場合は日本円に換算する必要があるのか。

A18: 容器包装利用商品販売額には輸出分を含めてください。その際、日本円に換算してご回答ください。なお、為替レートは決算時のものを使用してください。

Q19. 「容器包装利用商品販売額」には業務用を含めた販売額を記入するのか。

A19: ここでは業務用、家庭用に問わず販売額全額を把握するため、「容器包装利用商品販売額」には業務用分の販売額を含めて記入してください。

Q20. 1つの商品に対して複数包装している場合(例えば、商品をプラスチック容器に入れ、プラスチックフィルムで包装し、出荷のため紙箱に入れるなど)は、「①容器包装利用商品販売額」をどのように記入するのか。

A20: 利用しているすべての容器それぞれの欄に、当該商品の販売額全額をご記入ください。例えば、複数の容器を使用している商品の販売額が100万円の場合、プラスチック容器、紙製容器それぞれの欄に1と記入してください(包装については販売額の記入は不要です)。

Q21. 小売業のレジ袋の場合、販売額はどのように書けばいいのか。

A21: レジ袋を渡す対象商品の販売した総額を記入してください。

図 2-22 Q&A集(裏)

3. 調査関係用品の配布

調査客体に対し、調査関係用品の配布を行った。前年度事業において確定した本年度調査における業種別規模別抽出計画数を表 3-1 に示す。

表 3-1 令和 6 年度調査 業種別規模別抽出計画数

R 6 抽出計画【確定版】								
規模	業種	全数発送 フラグ	母集団	抽出率	発送数	想定回収率	標本数	誤差率
大	[食料品製造業]	1	142	100.00%	142	60.00	85	6.76
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	19	100.00%	19	60.00	11	19.70
	[酒類製造業]	1	9	100.00%	9	60.00	5	30.99
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	26	100.00%	26	60.00	16	15.50
	医薬品製造業	1	86	100.00%	86	60.00	52	8.60
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	11	100.00%	11	60.00	7	23.43
	その他製造業	1	1,505	100.00%	1,505	60.00	903	2.06
	[卸売業]	1	4,052	100.00%	4,052	60.00	2,431	1.26
	[小売業]	1	1,503	100.00%	1,503	60.00	902	2.06
	外食産業	1	248	100.00%	248	60.00	149	5.08
	農家・林家		-	-	-	-	-	-
	農事組合法人	1	166	100.00%	166	60.00	100	6.20
	漁家		-	-	-	-	-	-
中	[食料品製造業]	1	586	100.00%	586	40.00	234	4.97
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	60	100.00%	60	40.00	24	15.63
	[酒類製造業]	1	46	100.00%	46	40.00	18	18.22
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	78	100.00%	78	40.00	31	13.75
	医薬品製造業	1	144	100.00%	144	40.00	58	9.98
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	49	100.00%	49	40.00	20	17.03
	その他製造業		4,597	34.26%	1,575	55.00	866	3.00
	[卸売業]		16,986	10.74%	1,825	55.00	1,004	3.00
	[小売業]		9,133	20.94%	1,912	50.00	956	3.00
	外食産業		12,369	19.85%	2,455	40.00	982	3.00
	農家・林家		10,307	23.46%	2,418	40.00	967	3.00
	農事組合法人		338	100.00%	338	45.00	152	5.91
	漁家		2,119	83.77%	1,775	40.00	710	3.00
小	[食料品製造業]		32,798	5.84%	1,915	40.00	766	3.50
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]		3,094	50.58%	1,565	40.00	626	3.50
	[酒類製造業]		1,939	52.35%	1,015	55.00	558	3.50
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		959	100.10%	960	45.00	432	3.50
	医薬品製造業		547	100.00%	547	40.00	219	5.13
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		941	100.00%	941	40.00	376	3.92
	その他製造業		290,637	0.67%	1,955	40.00	782	3.50
	[卸売業]		183,837	0.94%	1,736	45.00	781	3.50
	[小売業] & 外食産業		817,478	0.24%	1,958	40.00	783	3.50
	農家・林家・漁家		1,096,591	0.18%	1,958	40.00	783	3.50
	農事組合法人		6,786	18.83%	1,278	55.00	703	3.50
計	合計		2,500,186		36,856			
	大規模				7,767			
	中規模				13,261			
	小規模				15,828			

注1) 太字の想定回収率：過年度の回収状況より、基本の想定回収率（大規模60%、中規模・小規模40%）を変更している層

注2) 食料品製造業～その他製造業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
卸売業：仲立業、代理商を除く 「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
小売業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
外食産業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
農家・林家・農事法人：「2020年農林業センサス」
漁家：「2018年漁業センサス」

3.1 返送先

配布にあたっては、経済産業省管轄事業者分については経済産業省を宛名とする返信用封筒を封入し、農林水産省管轄事業者分については農林水産省を宛名とする返信用封筒を封入する等、それぞれの返送先に合わせて送付物を区別するよう留意した。発信用封筒、返信用封筒については、返信先の省庁で色を変え、視覚的に区別できるようにした。

また、調査票の返送先は経済産業省管轄事業者分については経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課とし、農林水産省管轄事業者分については大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室とした。返信用封筒へは、各省の料金受取人払い承認番号や郵便局指定の形式のバーコードを印字した。

3.2 追加発送の実施

令和6年度調査の第1報発送リストのうち住所移転や廃業等の理由により発送後に調査票が調査客体に届かなかったこと（以下「未着」という。）が判明した事業者分については、調査客体名簿から第1報発送リストを除いた予備リストから同一抽出層より代替事業者を選定し、追加発送を実施した。追加発送数は表3-2に示すとおり874件となり、全体の発送数は37,730件（前年度38,878件）となった。加えて、大規模の事業者の未着分については、ホームページ等で調査し、移転先が判明した先については再発送を行った。

また、令和6年度調査客体名簿を転記した名簿を基に発送状況を管理し、所定のフォーマットに基づき総務省への調査履歴登録用名簿（調査結果名簿）を作成した。

なお、抽出計画数と初回発送数の乖離は、抽出計画数を算出する段階では把握できない一部有意抽出している事業者と、母集団名簿から抽出した事業者とをマージする際の増減や、本統計調査特有の重複を除外（グループ企業を特定の1社にまとめて送付する場合等）したことによる減少により差分が発生するものである。それにより、層別の件数が減る場合は、悉皆層は代替できないため特段の処理は実施しないが、抽出層については、予備リストから代替して抽出計画の総数と一致するように調整を施す。

表 3-2 追加発送数

R 6 抽出計画【確定版】

規模	抽出計画					実査					
	業種	全数 発送 フラグ	母集団	抽出率	抽出計画数	初回 発送数	代替リスト 件数	未着数 (6/9回収分ま で)	追加 発送数	発送数合計	再発送数 (追加発送時)
大	[食料品製造業]	1	142	100.00%	142	139	0	5		139	4
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	19	100.00%	19	20	0	0		20	0
	[酒類製造業]	1	9	100.00%	9	10	0	0		10	0
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	26	100.00%	26	26	0	0		26	0
	医薬品製造業	1	86	100.00%	86	90	0	4		90	4
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	11	100.00%	11	13	0	2		13	2
	その他製造業	1	1,505	100.00%	1,505	1,512	0	62		1,512	55
	[卸売業]	1	4,052	100.00%	4,052	3,998	0	284		3,998	228
	[小売業]	1	1,503	100.00%	1,503	1,454	0	91		1,454	63
	外食産業	1	248	100.00%	248	238	0	25		238	13
	農家・林家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	農事組合法人	1	166	100.00%	166	162	0	1		162	1
	漁家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
中	[食料品製造業]	1	586	100.00%	586	582	0	18		582	12
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	60	100.00%	60	56	0	4		56	2
	[酒類製造業]	1	46	100.00%	46	45	0	1		45	1
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	78	100.00%	78	80	0	4		80	2
	医薬品製造業	1	144	100.00%	144	137	0	12		137	9
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	49	100.00%	49	46	0	4		46	4
	その他製造業		4,597	34.26%	1,575	1,575	527	61	60	1,635	1
	[卸売業]		16,986	10.74%	1,825	1,879	1,446	83	83	1,962	0
	[小売業]		9,133	20.94%	1,912	1,961	951	83	83	2,044	0
	外食産業		12,369	19.85%	2,455	2,465	990	153	153	2,618	0
	農家・林家		10,307	23.46%	2,418	2,418	579	27	27	2,445	0
	農事組合法人		338	100.00%	338	329	0	7	0	329	0
	漁家		2,119	83.77%	1,775	1,775	202	46	46	1,821	0
	[食料品製造業]		32,798	5.84%	1,915	1,922	484	49	49	1,971	0
小	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]		3,094	50.58%	1,565	1,568	348	31	31	1,599	0
	[酒類製造業]		1,939	52.35%	1,015	1,015	298	7	7	1,022	0
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		959	100.10%	960	958	2	40	2	960	0
	医薬品製造業		547	100.00%	547	545	0	29	0	545	0
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		941	100.00%	941	932	0	62	0	932	0
	その他製造業		290,637	0.67%	1,955	1,963	788	76	75	2,038	1
	[卸売業]		183,837	0.94%	1,736	1,736	1,892	85	85	1,821	0
	[小売業]&外食産業		817,478	0.24%	1,958	1,958	1,900	108	108	2,066	0
	農家・林家・漁家		1,096,591	0.18%	1,958	1,958	742	27	27	1,985	0
	農事組合法人		6,786	18.83%	1,278	1,291	5,076	38	38	1,329	0
	計		2,500,186		36,856	36,856	16,225	1,529	874	37,730	402
	大規模				7,767	7,662	0	474	0	0	370
	中規模				13,261	13,348	4,695	503	452	13,800	31
	小規模				15,828	15,846	11,530	552	422	16,268	1

注) 食料品製造業～その他製造業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
卸売業：仲立業、代理商を除く 「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
小売業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
外食産業：「事業所母集団データベース」（令和3年次フレーム）
農家・林家・農事法人：「2020年農林業センサス」
漁家：「2018年漁業センサス」

4. 次年度調査に向けた準備

4.1 調査票回答者情報の整理

統計表作成等事業において調査票の回収、集計が進められた。抽出数 37,730 件より未着等の件数 2,102 件を除いた 35,628 件のうち、16,752 件の回収があり、最終的な回収率は 47.02%となった。規模別業種別の回収状況は表 4-1 のとおり。

表 4-1 回収状況

		抽出数	未達等数	回収数	R6年度 回収率 (最終)	R5年度 回収率 (最終)	R4年度 回収率 (最終)	R3年度 回収率 (最終)	R2年度 回収率 (最終)	R1年度 回収率 (最終)
合計	合計	37,730	2,102	16,752	47.02	50.01	55.88	55.67	55.18	52.67
	食料品製造	2,692	107	1,199	46.38	51.12	54.62	57.32	55.93	53.81
	清涼飲料	1,675	66	717	44.56	46.54	49.66	50.66	54.15	49.54
	酒類製造業	1,077	13	572	53.76	57.60	61.49	63.39	64.31	62.84
	油脂加工製品	1,066	50	496	48.82	53.69	55.30	57.92	59.11	59.36
	医薬品製造	772	50	431	59.70	58.44	66.80	66.92	67.05	68.28
	化粧品	991	80	408	44.79	46.47	52.00	51.55	52.25	53.64
	その他製造	5,185	234	2,698	54.49	57.08	60.25	62.48	64.06	62.36
	卸売業	7,781	469	3,963	54.20	56.19	62.74	62.60	63.00	61.59
	小売業	4,838	303	2,213	48.80	50.54	58.08	56.90	57.63	55.21
	一般飲食店	3,582	345	989	30.55	32.65	41.88	40.09	38.82	34.02
	農家・林家	4,282	217	1,214	29.86	36.15	44.49	43.35	38.07	33.03
	農事法人	1,820	73	1,000	57.24	63.42	66.74	63.85	60.56	58.35
	漁家	1,969	95	852	45.46	46.92	52.62	51.17	45.81	44.50
大	合計	7,662	424	4,150	57.34	56.66	63.99	65.40	66.81	65.06
	食料品製造	139	2	95	69.34	75.00	77.70	79.87	77.63	76.00
	清涼飲料	20	0	13	65.00	76.47	88.24	68.75	68.75	75.00
	酒類製造業	10	0	9	90.00	70.00	100.00	90.00	90.00	90.00
	油脂加工製品	26	0	18	69.23	56.67	68.97	78.57	75.86	83.33
	医薬品製造	90	3	58	66.67	68.82	75.26	77.78	75.86	75.28
	化粧品	13	1	8	66.67	58.33	75.00	83.33	81.82	75.00
	その他製造	1,512	47	942	64.30	62.97	70.18	73.00	73.27	71.95
	卸売業	3,998	252	2,132	56.91	56.86	64.82	65.63	68.05	65.44
	小売業	1,454	91	723	53.04	51.45	58.73	59.22	61.14	60.63
	一般飲食店	238	27	72	34.12	27.24	37.59	44.64	43.94	42.21
	農家・林家	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	農事法人	162	1	80	49.69	59.01	55.90	53.85	53.79	52.38
	漁家	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中	合計	13,800	713	5,881	44.94	48.37	54.11	52.55	52.12	50.28
	食料品製造	582	18	362	64.18	65.35	70.77	71.53	71.08	70.19
	清涼飲料	56	2	31	57.41	60.00	72.00	68.52	64.41	71.43
	酒類製造業	45	1	30	68.18	75.00	83.72	94.87	94.87	92.31
	油脂加工製品	80	3	51	66.23	74.19	76.92	85.00	82.09	75.36
	医薬品製造	137	8	77	59.69	55.37	64.00	73.21	68.14	64.35
	化粧品	46	6	27	67.50	52.63	69.44	74.29	71.43	74.29
	その他製造	1,635	69	864	55.17	61.89	61.36	60.49	65.84	65.98
	卸売業	1,962	100	1,055	56.66	59.39	64.49	62.27	61.89	63.53
	小売業	2,044	119	985	51.17	53.67	58.81	59.20	59.21	56.67
	一般飲食店	2,618	231	720	30.16	34.20	42.69	38.85	39.77	35.39
	農家・林家	2,445	68	673	28.31	32.38	40.61	41.01	37.96	33.77
	農事法人	329	10	177	55.49	61.04	64.06	57.31	53.56	55.23
	漁家	1,821	78	829	47.56	48.76	54.21	53.18	47.22	46.60
小	合計	16,268	965	6,721	43.92	48.24	53.44	53.38	51.90	48.57
	食料品製造	1,971	87	742	39.38	45.02	47.99	51.19	49.60	47.15
	清涼飲料	1,599	64	673	43.84	45.76	48.49	49.84	53.61	48.50
	酒類製造業	1,022	12	533	52.77	56.72	60.16	61.90	62.87	61.43
	油脂加工製品	960	47	427	46.77	52.22	53.33	55.39	56.76	57.26
	医薬品製造	545	39	296	58.50	57.28	65.89	63.33	65.24	67.92
	化粧品	932	73	373	43.42	46.03	50.91	49.86	50.89	52.26
	その他製造	2,038	118	892	46.46	48.99	52.28	55.22	54.85	51.12
	卸売業	1,821	117	776	45.54	51.04	56.10	56.26	53.46	52.11
	小売業	1,340	93	505	40.50	43.51	55.91	49.91	50.18	45.10
	一般飲食店	726	87	197	30.83	29.43	40.86	42.23	33.79	26.54
	農家・林家	1,837	149	541	32.05	41.70	50.09	46.76	38.23	32.09
	農事法人	1,329	62	743	58.64	64.60	68.80	66.09	62.90	59.77
	漁家	148	17	23	17.56	24.65	32.35	25.90	26.42	24.11

追加発送等を加え確定した令和6年度調査客体名簿を基に、表4-2に示す項目を加えた回収管理表を作成し統計表作成等事業と共有した。統計表作成等事業において回答調査票や問い合わせ電話等により収集した変更情報等を回収管理表に整理し、その情報を発送名簿作成時に反映した。

表 4-2 回収管理表掲載項目

項目	内容	詳細
SEQ	本調査における発送時 ID	8桁
企業名	調査客体名	
変更後企業名	調査客体名	修正がある場合のみ
郵便番号	調査客体発送先郵便番号	8桁
変更後郵便番号	調査客体発送先郵便番号	修正がある場合のみ
住所	調査客体発送先住所	
変更後住所	調査客体発送先住所	修正がある場合のみ
担当部署	前年度調査時の調査客体担当部署	追加、又は上書き修正
連絡先	前年度調査時の調査客体担当連絡先電話番号	追加、又は上書き修正
メモ	備考	
督促発送フラグ	督促状を送付した調査客体	1：代替候補企業 0：発送済み企業
再送依頼フラグ	電話問い合わせにて再送依頼のあった調査客体フラグ	1：受電 2：大手督促発信の時請求
破棄案内フラグ	電話問い合わせにて調査票破棄とした調査客体フラグ	1：受電 2：大手督促発信の時請求
破棄の理由等	調査票破棄とした調査客体の理由	
支店・事務所フラグ	電話問い合わせにて本社・本店での一括回答とした調査客体フラグ	1：支店・事務所
合併フラグ	電話問い合わせにて合併した調査客体フラグ	1：自社が存続会社 2：自社が非存続会社 4：自社が非存続会社で存続会社が調査対象となっていない ※3は、コードなし
再送フラグ	再送依頼のあった調査客体の再送済みフラグ	1：再送済み
重複確認フラグ	調査客体の重複がある場合のフラグ	1：破棄調査票 2：回答調査票（絶対送付企業以外） 3：回答調査票（絶対送付企業）
重複時 SEQ	調査客体の重複がある場合に存続する発送時 ID	

4.2 次年度調査客体抽出計画

次年度調査客体の抽出計画作成のために、母集団となる統計名簿について、経済産業省（事業所母集団データベース）及び農林水産省（農林業センサス、漁業センサス）と共同で目的外利用申請（二次利用申請）を行った。また、統計名簿を基に令和7年度調査客体の抽出計画を作成した。

平成8年度から始まった本調査では、これまで業種区分設定の見直しや、規模別業種別の誤差率設定の見直し等を行いつつ抽出計画を策定してきた。表4-3に、本調査における過去の抽出計画数の推移とその変化要因を示す。

表 4-3 本年度調査までの抽出計画数

年度	抽出 計画数	実際の 発送数	要因
平成 8 年度	83,766	(82,347)	
平成 9 年度	58,258	(57,984)	業種区分を大きく変更
平成 10 年度	35,460	(34,632)	小、中規模の業種区分の変更及び小規模の誤差率を 3.5 に変更
平成 11 年度	41,777	(40,486)	中規模の業種区分を元に戻す
平成 12 年度	41,741	(40,061)	前年度と同様
平成 13 年度	41,322	(40,638)	前年度と同様
平成 14 年度	41,870	(40,353)	前年度と同様
平成 15 年度	41,269	(39,577)	前年度と同様
平成 16 年度	41,174	(39,488)	前年度と同様
平成 17 年度	41,415	(37,751)	前年度と同様
平成 18 年度	40,698	(39,145)	前年度と同様
平成 19 年度	39,700	(39,644)	前年度と同様
平成 20 年度	39,614	(38,482)	前年度と同様
平成 21 年度	41,088	(37,844)	前年度と同様
平成 22 年度	40,626	(38,542)	前年度と同様
平成 23 年度	41,141	(39,193)	前年度と同様
平成 24 年度	40,508	(39,331)	前年度と同様
平成 25 年度	41,110	(38,721)	前年度と同様
平成 26 年度	40,497	(38,317)	前年度と同様
平成 27 年度	39,677	(37,089)	小規模の想定回収率について 35%から 40%に変更
平成 28 年度	37,085	(37,758)	想定回収率を一律 40%に設定している小、中規模において回収率実績が 55%を超える業種区分は想定回収率を 50%に変更
平成 29 年度	38,193	(39,676)	想定回収率を一律 40%に設定している小、中規模において回収率実績が 55%を超える業種区分は想定回収率を 55%、50%を超える業種区分は 50%に変更
平成 30 年度	37,095	(38,843)	想定回収率を一律 40%に設定している小、中規模において回収率実績が 65%を超える業種区分は想定回収率を 60%、55%を超える業種区分は想定回収率を 55%、50%を超える業種区分は 50%、45%を超える業種区分は 45%に変更
令和元年度	36,062	(37,389)	前年度と同様
令和 2 年度	36,196	(37,808)	前年度と同様
令和 3 年度	36,331	(37,901)	前年度と同様
令和 4 年度	37,485	(38,534)	想定回収率を一律 40%に設定している小、中規模において、過年度の回収率実績に基づき想定回収率を引き上げていた業種区分のうち、令和 3 年度調査で想定回収率に達しなかった業種区分について、想定回収率を 60%、55%、50%、45%から 55%、50%、45%、40%と引き下げ。
令和 5 年度	37,425	(38,878)	前年度と同様
令和 6 年度	36,856	(37,730)	前年度と同様
令和 7 年度	36,785	—	

昨年度事業において作成された本年度（令和 6 年度）調査の抽出計画においては、統計

的な誤差率を、大規模及び中規模事業者については 3.0、小規模事業者については 3.5 に設定し、抽出計画数を 36,856 件（令和 5 年度 37,425 件）とした。本年度の抽出数と過年度調査の回収実績（回収率）に基づき、次年度（令和 7 年度）調査の想定回収率について確認したうえで、前年度と同様の想定回収率を設定した。

母集団と抽出数及び想定回収率に基づく誤差率については、全体（表 4-4）、経済産業省管轄分（表 4-5）、農林水産省管轄分（表 4-6）の各表のとおりであり、これらを踏まえた最終的な抽出計画は表 4-7 に示す。次年度の抽出計画数は 36,785 件となった。

表 4-4 母集団と抽出数及び想定回収率に基づいた誤差率（全体）

事業所母集団データベース(工業分)																								
業種	母集団					抽出数						回収数												
	企業数					企業数						企業数												
	資本金 不明	資本金 1億円未満・不明	資本金 1億円未満	資本金 1～10億円	資本金 10億円以上	資本金1億円未満(推定)		資本金1～10億円		資本金10億円以上		資本金1億円未満(推定)			資本金1～10億円			資本金10億円以上						
						抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)				
〔食料品製造業〕	10,210	32,862	22,652	582	140	0.058	1,915	1.00	582	1.00	140	0.40	766	3.50	0.40	233	4.98	0.60	84	6.79				
〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕	1,370	3,112	1,742	58	21	0.503	1,565	1.00	58	1.00	21	0.40	626	3.50	0.40	23	16.01	0.60	13	17.19				
〔酒類製造業〕	113	1,973	1,860	48	9	0.517	1,020	1.00	48	1.00	9	0.55	561	3.50	0.40	19	17.66	0.60	5	30.99				
油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	76	974	898	79	28	0.993	967	1.00	79	1.00	28	0.45	435	3.50	0.40	32	13.45	0.60	17	15.17				
医薬品製造業	21	555	534	148	80	1.000	555	1.00	148	1.00	80	0.40	222	5.10	0.40	59	9.93	0.60	48	9.00				
化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	36	966	930	50	12	1.000	966	1.00	50	1.00	12	0.40	386	3.87	0.40	20	17.15	0.60	7	24.97				
その他製造業	88,906	290,794	201,888	4,553	1,461	0.007	1,955	0.35	1,573	1.00	1,461	0.40	782	3.50	0.55	865	3.00	0.60	877	2.09				
合計	100,732	331,236	230,504	5,518	1,751	0.03	8,943	0.46	2,538	1.00	1,751	-	3,778	-	-	1,251	-	-	1,051	-				
					母集団計						抽出計:	13,232						標本計	6,080	誤差率(±)				1.25
(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」 誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)																								

事業所母集団データベース(商業分)																								
業種	母集団					抽出数						回収数												
	企業数(資本金)					資本金3千万円未満企業(推定)		資本金3千万～1億円		資本金1億円以上		資本金3千万円未満企業(推定)			資本金3千万～1億円			資本金1億円以上						
	不明	3千万円未満・不明	3千万円未満	3千万～1億円	1億円以上	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)				
[卸売業]	35,327	185,989	150,662	16,912	4,010	0.0093	1,736	0.11	1,825	1.00	4,010	0.45	781	3.50	0.55	1,004	3.00	0.60	2,406	1.26				
飲食料品	9,356	40,675	31,319	3,262	591	0.0093	380	0.11	352	1.00	591	0.45	171	3.50	0.55	194	3.00	0.60	355	1.26				
飲食料品以外	25,971	145,314	119,343	13,650	3,419	0.0093	1,356	0.11	1,473	1.00	3,419	0.45	610	3.50	0.55	810	3.00	0.60	2,051	1.37				
[小売業]	303,414	523,686	220,272	9,076	1,464	0.0024	1,245	0.21	1,910	1.00	1,464	0.40	501	3.50	0.50	955	3.00	0.60	878	2.09				
飲食料品	100,807	144,215	43,408	1,739	268	0.0024	343	0.21	366	1.00	268	0.40	137	3.50	0.50	183	3.00	0.60	161	2.09				
飲食料品以外	202,607	379,471	176,864	7,337	1,196	0.0024	902	0.21	1,544	1.00	1,196	0.40	361	3.50	0.50	772	3.00	0.60	718	2.09				
合計	338,741	709,675	370,934	25,988	5,474	0.0042	2,981	0.14	3,735	1.00	5,474	-	1,282	-	-	1,959	-	-	3,284	-				
					母集団計:	741,137						抽出計:	12,190						標本計:	6,525			誤差率(±)	1.21
(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」																								
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)																								

事業所母集団データベース(外食産業分)																										
業種	母集団					抽出数						回収数														
	不明	資本金1千万円未満(法人)+個人事業主+不明	資本金1千万円未満(法人)+個人事業主	資本金10千万～1億円(法人)	資本金1億円以上(法人)	資本金1千万円未満(法人)+個人事業主		資本金10千万～1億円(法人)		資本金1億円以上(法人)		資本金1千万円未満(法人)+個人事業主			資本金10千万～1億円(法人)			資本金1億円以上(法人)								
						抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)						
外食産業	5,186	300,237	295,051	12,346	219	0.0024	713	0.20	2,455	1.00	219	0.40	285	3.50	0.40	982	3.00	0.60	131	5.44						
合計	5,186	300,237	295,051	12,346	219	0.0024	713	0.20	2,455	1.00	219	-	285	-	-	982	-	-	131	-						
					母集団計:	312,802					抽出計:		3,387							標本計:	1,398		誤差率(±)		2.62	
(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」																										
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)																										

農林業センサス・漁業センサス																					
業種		母集団				抽出数						回収数									
農家	農家・林家	販売額5千万円以下	販売額5千万円以上			販売額5千万円以下		販売額5千万円以上				販売額5千万円以下			販売額5千万円以上						
						抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	
		1,014,903	10,307	-		0.0018	1,836	0.23	2,418	-	-	40.00	734	3.62	0.40	967	3.00	-	-	-	
	農事組合法人	販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上		販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上			販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上			販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上			
6,786		338	166		0.19	1,278	1.00	338	1.00	166	0.55	703	3.50	0.45	152	5.91	0.60	100	6.20		
漁家	漁家	販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上			販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上			販売額 1 億円未満			販売額 1 億円以上								
		67,445	2,282	-		0.0018	122	0.80	1,818	-	-	40.00	49	14.00	0.40	727	3.00	-	-	-	
	農家合計										0.0058		6,036						2,656		1.90
漁家合計		1,102,227								0.0072		7,976						3,432		1.67	
(注)発送数は抽出率より算定し四捨五入																					
母集団合計 2,494,671																					
抽出計： 36,785																					
標本数は回収率より算定し四捨五入(ただし、合計欄は各項目の合計)																					
抽出台帳:農家・林家及び農事組合法人:「2020年農林業センサス」																					
漁家:「2023年漁業センサス」																					
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)																					

表 4-5 母集団と抽出数及び想定回収率に基づいた誤差率（経済産業省管轄分）

事業所母集団データベース(工業分)																								
業種	母集団					抽出数						回収数												
	企業数					企業数						企業数												
	資本金 不明	資本金 1億円未満+不明	資本金 1億円未満	資本金 1～10億円	資本金 10億円以上	資本金1億円未満(推定)		資本金1～10億円		資本金10億円以上		資本金1億円未満(推定)			資本金1～10億円			資本金10億円以上						
						抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)				
[酒類製造業]	113	1,973	1,860	48	9	0.517	1,020	1.00	48	1.00	9	0.55	561	3.50	0.40	19	17.66	0.60	5	30.99				
油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	76	974	898	79	28	0.993	967	1.00	79	1.00	28	0.45	435	3.50	0.40	32	13.45	0.60	17	15.17				
医薬品製造業	21	555	534	148	80	1.000	555	1.00	148	1.00	80	0.40	222	5.10	0.40	59	9.93	0.60	48	9.00				
化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	36	966	930	50	12	1.000	966	1.00	50	1.00	12	0.40	386	3.87	0.40	20	17.15	0.60	7	24.97				
その他製造業(飼料・有機質肥料製造業を除く)	88,704	289,614	200,910	4,507	1,448	0.007	1,947	0.35	1,557	1.00	1,448	0.30	779	3.51	0.40	856	3.02	0.60	869	2.10				
その他製造業	88,906	290,794	201,888	4,553	1,461	0.007	1,955	0.35	1,573	1.00	1,461	0.40	782	3.50	0.55	865	3.00	0.60	877	2.09				
合計	88,950	294,082	205,132	4,832	1,577	0.019	5,455	0.39	1,882	1.00	1,577	-	2,383	2.00	-	986	-	-	946	-				
					母集団計	300,491				抽出計:		8,914							標本計	4,315		誤差率(±)		1.48

(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)
網掛けは、経済産業省管轄分として発送するものではないもの

事業所母集団データベース(商業分)																					
業種	母集団					抽出数						回収数									
	企業数(資本金)					資本金3千万円未満企業(推定)		資本金3千万～1億円		資本金1億円以上		資本金3千万円未満企業(推定)			資本金3千万～1億円			資本金1億円以上			
	不明	3千万円未満+不明	3千万円未満	3千万～1億円	1億円以上	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	
[卸売業]	35,327	185,989	150,662	16,912	4,010	0.0093	1,736	0.11	1,825	1.00	4,010	0.45	781	3.50	0.55	1,004	3.00	0.60	2,406	1.26	
飲食料品	9,356	40,675	31,319	3,262	591	0.0093	380	0.11	352	1.00	591	0.45	171	3.50	0.55	194	3.00	0.60	355	1.26	
飲食料品以外	25,971	145,314	119,343	13,650	3,419	0.0093	1,356	0.11	1,473	1.00	3,419	0.45	610	3.50	0.55	810	3.00	0.60	2,051	1.37	
[小売業]	303,414	523,686	220,272	9,076	1,464	0.0024	1,245	0.21	1,910	1.00	1,464	0.40	501	3.50	0.50	955	3.00	0.60	878	2.09	
飲食料品(酒を除く)	100,807	144,215	43,408	1,739	268	0.0024	343	0.21	366	1.00	268	0.40	137	3.50	0.50	183	3.00	0.60	161	2.09	
飲食料品(酒を除く)以外	202,607	379,471	176,864	7,337	1,196	0.0024	902	0.21	1,544	1.00	1,196	0.40	361	3.50	0.50	772	3.00	0.60	718	2.09	
合計	228,578	524,785	296,207	20,987	4,615	0.0042	2,258	0.14	3,017	1.00	4,615	-	971	-	-	1582	-	-	2,769	-	
				母集団計:	550,387					抽出計:	9,890					標本計:	5,322				

(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)
網掛けは、経済産業省管轄分として発送するものではないもの

母集団合計850,878

抽出計：18,804

表 4-6 母集団と抽出数及び想定回収率に基づいた誤差率（農林水産省管轄分）

事業所母集団データベース(工業分)

業種	母集団					抽出数						回収数											
	企業数					企業数						企業数											
	資本金 不明	資本金 1億円未満+不明	資本金 1億円未満	資本金 1～10億円	資本金 10億円以上	資本金1億円未満(推定)		資本金1～10億円		資本金10億円以上		資本金1億円未満(推定)			資本金1～10億円			資本金10億円以上					
						抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)			
[食料品製造業]	0	22,652	22,652	582	140	0.058	1,915	1.00	582	1.00	140	0.40	766	3.50	0.40	233	4.98	0.60	84	6.79			
[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	0	1,742	1,742	58	21	0.503	1,565	1.00	58	1.00	21	0.40	626	3.50	0.40	23	16.01	0.60	13	17.19			
その他製造業(飼料・有機質肥料製造業)	202	1,180	978	46	13	0.007	8	0.35	16	1.00	13	0.40	3	3.50	0.55	9	3.00	0.60	8	2.09			
その他製造業	88,906	290,794	201,888	4,553	1,461	0.007	1,955	0.35	1,573	1.00	1,461	0.40	782	3.50	0.55	865	3.00	0.60	877	2.09			
合計	202	25,574	25,372	686	174	0.136	3,488	0.96	656	1.00	174	-	1,395	-	-	265	-	-	105	-			
					母集団計						抽出計:	4,318						標本計	1,765			誤差率(±)	2.25

(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)
網掛けは、農林水産省管轄分として発送するものではないもの

事業所母集団データベース(商業分)

業種	母集団					抽出数						回収数											
	企業数(資本金)					資本金3千万円未満企業(推定)		資本金3千万～1億円		資本金1億円以上		資本金3千万円未満企業(推定)			資本金3千万～1億円			資本金1億円以上					
	不明	3千万円未満+不明	3千万円未満	3千万～1億円	1億円以上	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)			
[卸売業]	35,327	185,989	150,662	16,912	4,010	0.009	1,736	0.11	1,825	1.00	4,010	0.45	781	3.50	0.55	1,004	3.00	0.60	2,406	1.26			
飲食料品	9,356	40,675	31,319	3,262	591	0.009	380	0.11	352	1.00	591	0.45	171	3.50	0.55	194	3.00	0.60	355	1.26			
[小売業]	303,414	523,686	220,272	9,076	1,464	0.002	1,245	0.21	1,910	1.00	1,464	0.40	501	3.50	0.50	955	3.00	0.60	878	2.09			
飲食料品(酒を除く)	100,807	144,215	43,408	1,739	268	0.002	343	0.21	366	1.00	268	0.40	137	3.50	0.50	183	3.00	0.60	161	2.09			
合計	110,163	184,890	74,727	5,001	859	0.004	723	0.14	718	1.00	859	-	308	-	-	377	-	-	516	-			
					母集団計:	190,750						抽出計:	2,300						標本計:	1,201	誤差率(±)		2.82

(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)
網掛けは、農林水産省管轄分として発送するものではないもの

事業所母集団データベース(外食産業分)

業種	母集団				抽出数						回収数								
	資本金2千万円未満(法人)、 従業員30人未満(個人)	資本金2～10千万円(法人)、 従業員30～49人(個人)	資本金1億円以上(法人)、 従業員50人以上(個人)	資本金2千万円未満(法人)、 従業員30人未満(個人)		資本金2～10千万円(法人)、 従業員30～49人(個人)		資本金1億円以上(法人)、 従業員50人以上(個人)		資本金2千万円未満(法人)、従業員30人 未満(個人)			資本金2～10千万円(法人)、従業員30～49人 (個人)			資本金1億円以上(法人)、 従業員50人以上(個人)			
				抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	
外食産業(法人企業)	300, 237	12, 346	219	0.0024	713	0.20	2,455	1.00	219	0.40	285	3.50	0.40	982	3.00	0.60	131	5.44	
合計	300, 237	12, 346	219	0.0024	713	0.20	2,455	1.00	219	-	285	-	-	982	-	-	131	-	
			母集団計:	312,802					抽出計:	3,387					標本計:	1,398		誤差率(±)	2.62

(注)抽出台帳:「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)

農林業センサス・漁業センサス

業種		母集団			抽出数						回収数								
農業	農家・林家	販売額5千万円以下	販売額5千万円以上		販売額5千万円以下		販売額5千万円以上				販売額5千万円以下			販売額5千万円以上					
		抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	抽出率	抽出数	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)	回収率	標本数	誤差率(±)			
		1,014,903	10,307		0.002	1,836	0.235	2,418			40.00	734	3.62	0.40	967	3.00			
	農事組合法人	販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上	販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上 3 億円未満	販売額 3 億円以上	販売額 1 億円未満			販売額 1 億円以上 3 億円未満			販売額 3 億円以上					
		6,786	338	166	0.188	1,278	1.000	338	1.00	166	0.55	703	3.50	0.45	152	5.91	0.60	100	-
漁業	漁家	販売額 1 億円未満	販売額 1 億円以上		販売額 1 億円未満		販売額 1 億円以上				販売額 1 億円未満			販売額 1 億円以上					
		67,445	2,282		0.002	122	0.797	1,818			40.00	49	14.00	0.40	727	-			
	農家合計		1,032,500							0.0058	6,036							2,656	1.90
漁家合計		1,102,227							0.0072	7,976							3,432	1.67	

(注)発送数は抽出率より算定し四捨五入
標本数は回収率より算定し四捨五入(ただし、合計欄は各項目の合計)
抽出台帳:農家・林家及び農事組合法人:「2020年農林業センサス」
漁家:「2023年漁業センサス」
誤差率は、無作為抽出を仮定した場合の値(α=5%)

母集団合計1,632,213

抽出計:17,981

表 4-7 次年度（令和 7 年度）調査業種別規模別抽出計画数（全体）

規模	業種	全数発送 フラグ	母集団	抽出率	発送数	想定回収率	標本数	誤差率
大	[食料品製造業]	1	140	100.00%	140	60.00	84	6.79
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	21	100.00%	21	60.00	13	17.19
	[酒類製造業]	1	9	100.00%	9	60.00	5	30.99
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	28	100.00%	28	60.00	17	15.17
	医薬品製造業	1	80	100.00%	80	60.00	48	9.00
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	12	100.00%	12	60.00	7	24.97
	その他製造業	1	1,461	100.00%	1,461	60.00	877	2.09
	[卸売業]	1	4,010	100.00%	4,010	60.00	2,406	1.26
	[小売業]	1	1,464	100.00%	1,464	60.00	878	2.09
	外食産業	1	219	100.00%	219	60.00	131	5.44
	農家・林家		-	-	-	-	-	-
	農事組合法人	1	166	100.00%	166	60.00	100	6.20
	漁家		-	-	-	-	-	-
中	[食料品製造業]	1	582	100.00%	582	40.00	233	4.98
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	58	100.00%	58	40.00	23	16.01
	[酒類製造業]	1	48	100.00%	48	40.00	19	17.66
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	79	100.00%	79	40.00	32	13.45
	医薬品製造業	1	148	100.00%	148	40.00	59	9.93
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	50	100.00%	50	40.00	20	17.15
	その他製造業		4,553	34.55%	1,573	55.00	865	3.00
	[卸売業]		16,912	10.79%	1,825	55.00	1,004	3.00
	[小売業]		9,076	21.04%	1,910	50.00	955	3.00
	外食産業		12,346	19.88%	2,455	40.00	982	3.00
	農家・林家		10,307	23.46%	2,418	40.00	967	3.00
	農事組合法人		338	100.00%	338	45.00	152	5.91
	漁家		2,282	79.67%	1,818	40.00	727	3.00
小	[食料品製造業]		32,862	5.83%	1,915	40.00	766	3.50
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]		3,112	50.29%	1,565	40.00	626	3.50
	[酒類製造業]		1,973	51.70%	1,020	55.00	561	3.50
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		974	99.28%	967	45.00	435	3.50
	医薬品製造業		555	100.00%	555	40.00	222	5.10
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		966	100.00%	966	40.00	386	3.87
	その他製造業		290,794	0.67%	1,955	40.00	782	3.50
	[卸売業]		185,989	0.93%	1,736	45.00	781	3.50
	[小売業] & 外食産業		823,923	0.24%	1,958	40.00	783	3.50
	農家・林家・漁家		1,082,348	0.18%	1,958	40.00	783	3.50
	農事組合法人		6,786	18.83%	1,278	55.00	703	3.50
計	合計		2,494,671		36,785			
	大規模				7,610			
	中規模				13,302			
	小規模				15,873			

注）食料品製造業～その他製造業：「事業所母集団データベース」（令和4年次フレーム）
卸売業：仲立業、代理商を除く 「事業所母集団データベース」（令和4年次フレーム）
小売業：「事業所母集団データベース」（令和4年次フレーム）
外食産業：「事業所母集団データベース」（令和4年次フレーム）
農家・林家・農事法人：「2020年農林業センサス」
漁家：「2023年漁業センサス」

4.3 重複是正と次年度発送リスト作成

抽出計画に基づき、各統計名簿より必要件数の事業者情報を抽出し、令和 7 年度調査の第 1 報発送リストを作成した。作成にあたっては、所定のフォーマットに基づき総務省に提出する調査対象名簿の形式とし、経済産業省に提出・依頼し、総務省の重複是正を受けた。重複是正指示があった事業者については、各統計名簿より代替事業者を抽出し、令和 7 年度調査客体名簿を作成した。

5. 容器包装利用・製造等実態調査における政府統計共同利用システム（e-survey）導入に向けた検討

政府が実施する統計におけるオンライン回答率のさらなる向上や回答者コストの軽減、費用の低減等を目的に、政府統計共同利用システム（e-survey）導入に向けた設計案（どのような仕様とするべきか等）の検討及び作成作業を行った。

5.1 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフローの整理

現状のワークフローおよび e-survey 導入による追加ワークフローについて調査のプロセス（調査票発送／回収・点検・整理・電子化／督促／疑義照会）ごとに整理した。

5.1.1 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（調査票発送）

調査票発送に係る現状のワークフローを整理し、e-survey を導入する上で検討が必要な論点を図 5-1 の通り、整理した。

e-survey へログインするための ID およびパスワードの設定方法および客体への通知方法について、検討が必要である。

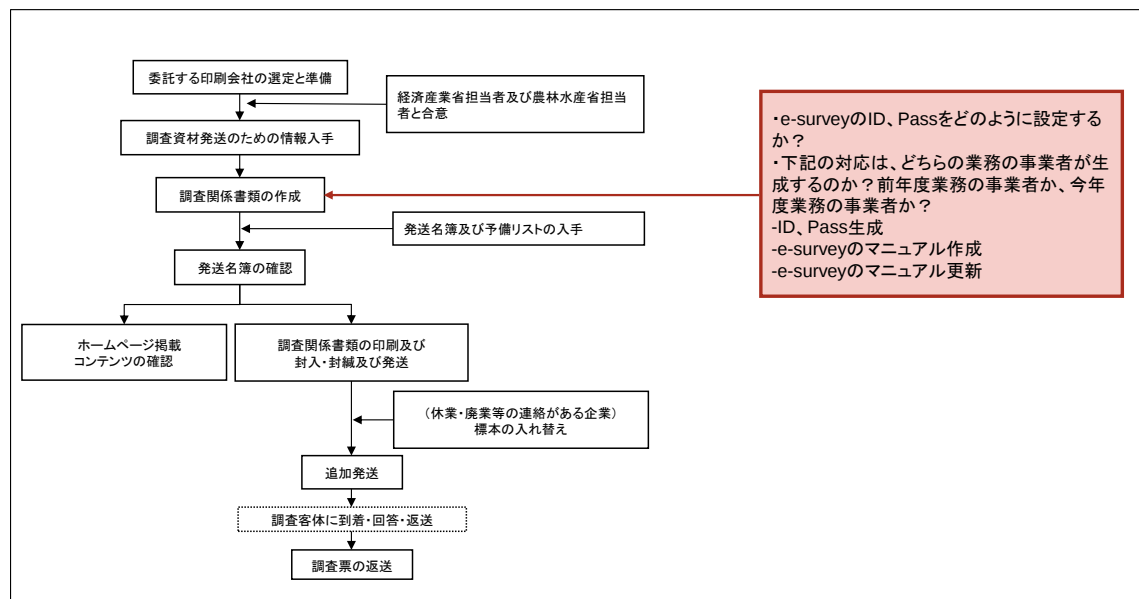


図 5-1 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（調査票発送）

5.1.2 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（回収・点検・整理・電子化）

回収・点検・整理・電子化に係る現状のワークフローと e-survey を導入した場合のワークフローを図 5-2 の通り整理した。

郵送返却と e-gov は既の実施しているフローであり、右に e-survey 導入で想定されるワークフロー（赤枠）を追加している。

e-survey 導入により e-gov（黒枠内）のワークフローが置き換わる。e-gov のワークフローでは、オンラインで回収した電子調査票は印刷の上、紙媒体としてパンチ入力を行っている。e-survey のワークフローに置き換わった場合、電子調査票を印刷するプロセスが無くなるため、紙媒体の取り扱いはい一定程度減少するものと見込まれる。

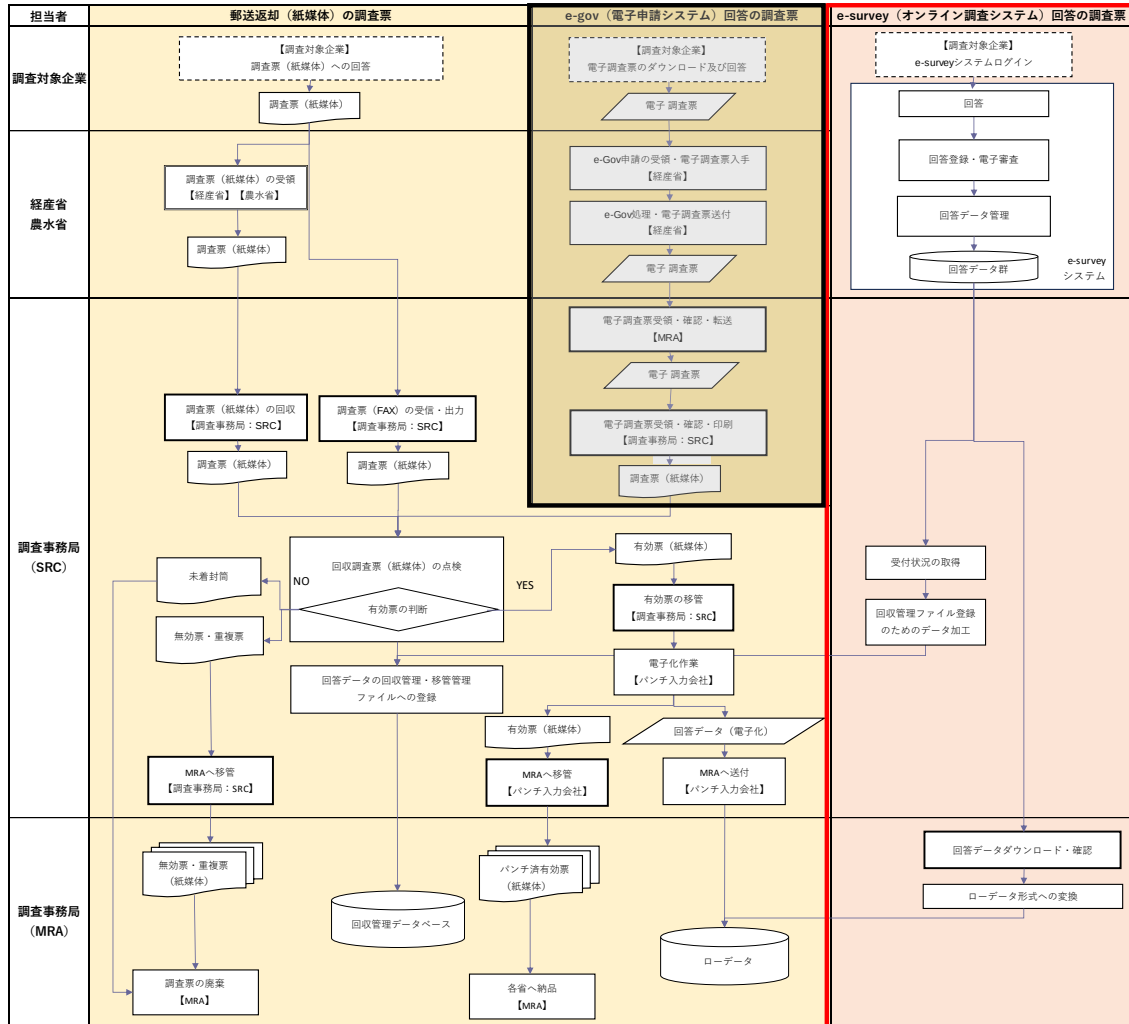


図 5-2 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（回収・点検・整理・電子化）

5.1.3 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（督促）

督促に係る現状のワークフローを整理し、e-survey を導入する上で検討が必要な論点を図 5-3 の通り、整理した。

他の統計調査においては、督促はがき上に、e-survey の ID およびパスワードを印字し、調査票を紛失した場合も、e-survey にログインし回答完了が可能としている事例もある。本調査においても、e-survey の導入後は、督促はがきにはログイン情報を印字することで、より効果的な回収率の向上に繋がるものと考えられる。

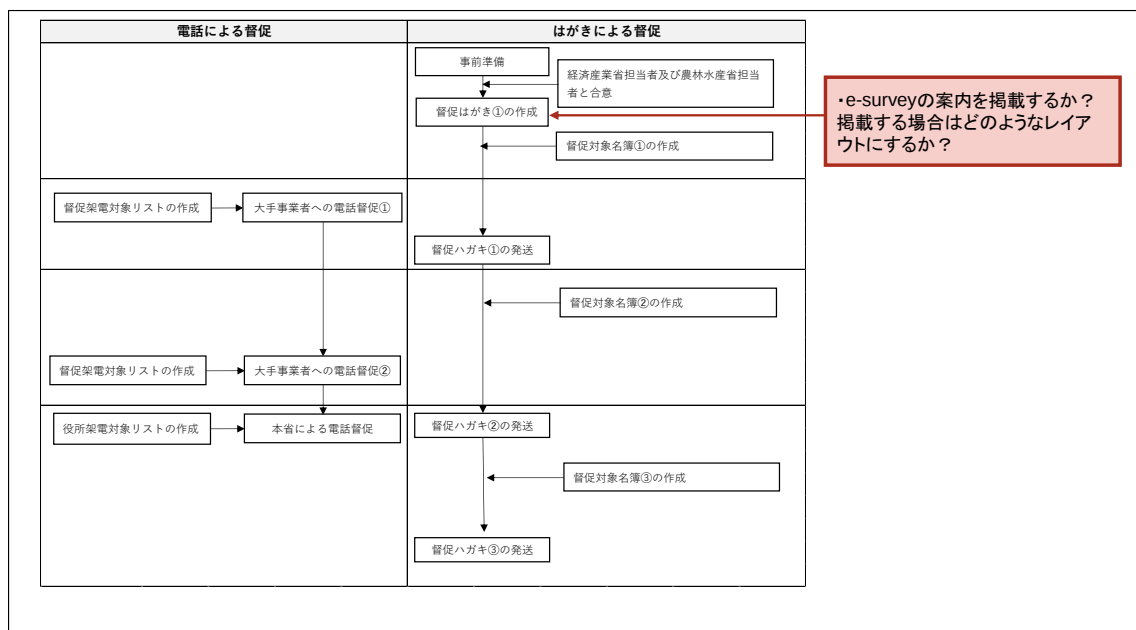


図 5-3 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（督促）

5.1.4 現状のワークフローと e-survey 導入による追加ワークフロー（疑義照会）

現状の紙調査票に対して実施している審査を電子調査票上で実装することで、e-survey で回答された調査票には審査結果がエラーのものは含まれないため、現状の疑義照会のワークフローには影響しない。

e-survey の回答システムでは、現状の審査論理をすべて実装するため、これまで紙調査票にて回答していた客体の中には、回答した数値の大小関係に矛盾がある場合などにエラーとなり、最終的な回答提出の画面まで進めず、途中まで回答していたものの提出を断念する客体が出てくる可能性がある。

5.2 e-survey の利用を前提した実現可能性の検討

e-survey の利用を前提した実現可能性の検討として、実装すべき審査論理、項目定義書案および画面遷移のフローの整理を行った。

5.2.1 実装すべき審査論理の整理

実装すべき審査論理案を図 5-4 の通り、整理した。審査論理案の検討にあたり、現状の調査で利用している審査論理のエラーを、レベル別に区分けした。明らかな誤り、不備により修正が必須の内容をエラーレベル E（Error）、明らかな誤りとは判定できないが誤りの可能性が高いものをエラーレベル W（Warning）とした。e-survey の回答システムでは、明らかな誤り、不備となる回答が提出されることを排除するため、エラーレベル E のエラーを回答システムに実装する方針が良いものと考えられる。一方で、エラーレベル W のエラーについては回答データからは修正が必要であるかどうかの判定ができないことから、回

答システムへの実装はせず、必要に応じて客体に疑義照会を行う方針が良いものと考えられる。

項目	データ項目	エラー番号	エラーレベル	チェック内容
1	フェイス・表1	001	E	全データ未記入
2	総販売額・業務内容販売額	002	E	総販売額と内訳の相違
3	従業員数・総販売額	003	E	従業員数または総販売額の記載なし⇒規模が特定できない場合
4	抽出規模	004	E	抽出規模“大”で、回答規模“小”の場合
5	業務内容販売額	005	E	抽出台帳・業種の対象となる販売額合計が“0”
6	販売額	006	E	すべて販売額が無記入か販売額合計が“0”
7	業務内容販売額	007	W	業種番号に“0”が付けられているが、対応する販売額に記入がない
8	国内利用量	008	E	表3-1において、I>0でBがブランクの場合
9	国内利用量	009	E	表3-1において、B×0.9≤C+V≤B×1.1
10	家庭系排出比率	010	W	表3-1において、F>0&C<R+D
11	家庭系排出比率	011	E	表3-1において、F≤0&C<R+D
12	家庭系排出比率	012	E	表3-1において、R、Dに記入がなく、Fが100%を超えた場合
13	業種	013	E	表3-1において、一つの欄で複数の業種が選択されている場合
14	業種	014	E	表3-1において、業種がブランクで、表3-1で複数の欄に記入がある場合
15	国内利用量	015	E	表3-2において、I>0でBがブランクの場合
16	国内利用量	016	E	表3-2において、B×0.9≤C+V≤B×1.1
17	家庭系排出比率	017	W	表3-2において、F>0&C<R+D
18	家庭系排出比率	018	E	表3-2において、F≤0&C<R+D
19	家庭系排出比率	019	E	表3-2において、R、Dに記入がなく、Fが100%を超えた場合
20	業種	020	E	表3-2において、一つの欄で複数の業種が選択されている場合
21	業種	021	E	表3-2において、業種がブランクで、表3-2で複数の欄に記入がある場合
22	国内出荷量	022	E	国内出荷量の記載なし
23	国内出荷量	023	E	C≤R+Dの場合
24	出荷対象業種	024	E	一つの欄で複数の業種が選択されている場合
25	出荷対象業種	025	E	業種がブランクで対応する項目に記入がある場合
26	クロスチェック	026	E	表1-表3業種
27	クロスチェック	027	W	表1-表3販売額
28	クロスチェック	028	W	表1-表4販売額
29	クロスチェック	029	W	表2-表3・4
30	発送ナンバー	030	E	発送ナンバーなし

図 5-4 審査論理案

5.2.2 項目定義書案の作成

項目定義書案を図 5-5 の通り、整理した。

システムに登録する情報										システムに登録しない情報											
項目番号 (※)	タグ階層 (※)	タグ階層 (※)	タグ階層 (※)	項目名 (※)	タグ名 (※)	属性 (※)	最大文字数 (※)	入力必須 (※)	力間データ (※)	シート名 (※)	セルの位置 (※)	フィールド (※)	タブ (※)	検索専用 (※)	画面 (※)	文字サイズ (※)	小数桁数 (※)	複数入力 (※)	プレ・フリ (※)	選択 (※)	備考 (※)
42	27	登録番号	001	登録番号	reg_no	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			1:前数値 + “-” + 6桁数字 2:前数値から “-” を省いた7桁
43	28	ログインID	002	ログインID	log_in_id	数字	7	○	2			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
44	29	直社名	003	直社名	higyo_sai	全角	100	○	2			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
45	30	部署名	004	部署名	busyo_sai	全角	100	○	13			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
46	31	郵便番号	005	郵便番号	yubin_no	数字	3	○	3			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
47	32	郵便番号2	006	郵便番号2	yubin_2	数字	4	○	4			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
48	33	郵便住所	007	郵便住所	address	全角	250	○	6			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
49	34	記入電話番号	008	記入電話番号	tel	数字	11	○	14			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
50	35	記入電メールアドレス	009	記入電メールアドレス	e_mail	半角	50	○	15			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
51	36	登録包装有無	010	登録包装有無	is_youki	数字		○	16			ラジオボタン	○	左	○	○	○	○			1: 行っている 2: ...行っていない 3: 5人以下 4: 6~20人以下 5: 21人以上 6: 21人以上 7: 1千万円以下 8: 1千万円~2億4千万円以下 9: 2億4千万円以上
52	37	従業員数	011	従業員数	n_insu	数字		○	17			ラジオボタン	○	左	○	○	○	○			
53	38	総販売額	012	総販売額	sou_hanbai	数字		○	18			ラジオボタン	○	左	○	○	○	○			
54	39	国1農林業販売額(米)	013	国1農林業販売額(米)	hanbai_1_nour_in_o	数字	2	○	19			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
55	40	国1農林業販売額(麦)	014	国1農林業販売額(麦)	hanbai_1_nour_in_o	数字	4	○	20			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			
56	41	国1農林業販売額(畜)	015	国1農林業販売額(畜)	hanbai_1_nour_in_h	数字	2	○	21			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			

1055	国4（8行目）④のa	no_r8_d_a	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)
1056	国4（8行目）④のb	no_r8_d_b	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)
1057	国4（8行目）④のc	no_r8_d_c	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)
1058	国4（8行目）④のd	no_r8_d_d	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)
1059	国4（8行目）④のe	no_r8_d_e	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)
1060	国4（8行目）④のf	no_r8_d_f	数字	8	○	数字	8	○	1			テキストフィールド	○	左	○	○	○	○			(第4表の8行目) (4桁収容容量: k 桁)

図 5-5 項目定義書案

5.2.3 画面遷移案の作成

画面遷移案を図 5-6 の通り、整理した。

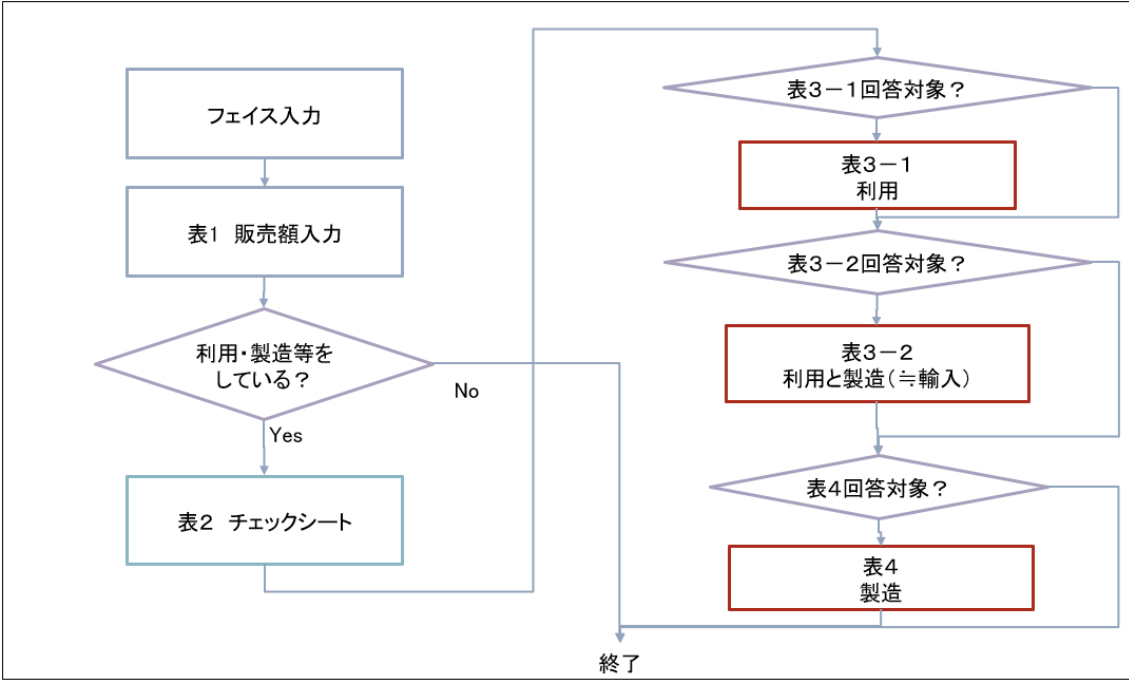


図 5-6 画面遷移案

5.3 導入スケジュール案の整理

容器包装利用・製造等実態調査において令和8年調査から e-survey を導入するためのスケジュール案を図 5-7 のとおり、整理した。

令和8年に運用開始を前提とすると、令和7年中に、e-survey の実装と各種試験を完了させる必要がある。また、令和8年調査資材および名簿の確定が例年どおり4月末とすると、調査開始までの運用前試験の時間がタイトとなる。

導入スケジュールの策定にあたっては、これらの点に留意する必要がある。

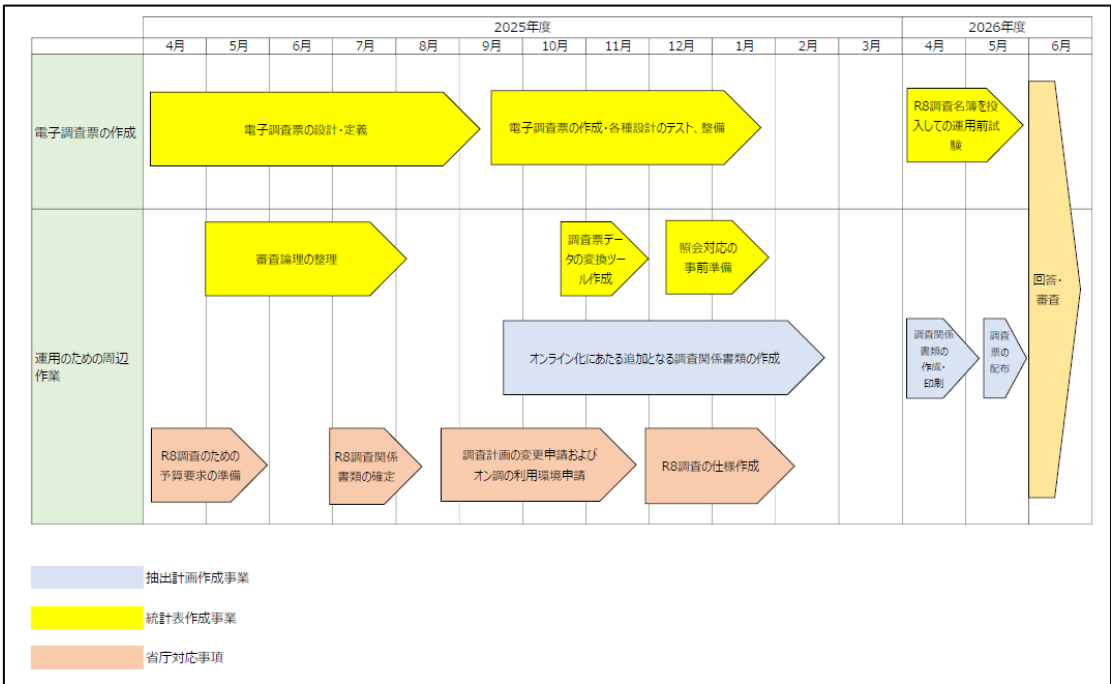


図 5-7 導入スケジュール案

6. 本年度調査を踏まえた改善提案等

6.1 次年度以降の対応課題・提案

6.1.1 回答のオンライン化について

例年どおり、調査依頼文、記入上の注意（全8頁）における回答方法については、郵送とオンライン回答の主に二つの回答方法があることを明示した。回収件数におけるオンライン回答の割合は、年々増加傾向にあったが、令和6年度調査においても全体の回収件数の7.7%となり、前年（6.2%）を上回る結果となった。本年度は、前年度に引き続き、発送層別のオンライン回答率を逐次把握できる運用とした。今後も回収率やオンライン回収率の動きについて発送層別に確認して、適切な回収率向上策を打つことが望ましい。

加えて、オンライン回答の回答票については、回答システムとして **e-survey** を導入することで、客体がブラウザのみで回答できるようになるため、オンライン回収率のさらなる向上が見込まれる。

e-survey の導入については、本年度の検討結果を踏まえ、令和8年度の実装に向けてさらに詳細な検討を進める必要がある。

6.1.2 調査に係るデータの電子管理について

発送、問い合わせ、督促、回収管理及び疑義照会については、それらの記録を一元管理することで、即時共有・検索が可能となり、より効率的な調査実施に繋がる。また、オンライン回答は今後も増加する見込みであるが、紙からデジタルへの転換は、統計不正、統計点検の観点においても総務省が推進している方向性とも一致すると考えられる。

一方で、これら調査に係るデータの一元的な電子管理を実現するためには、現在の調査実施のオペレーションを大きく変更する必要があるとともに、新たに管理のためのツールを導入する必要がある。具体的には、紙で回収した調査票をスキャンし **PDF** ファイルとして管理する場合、パンチ入力の段階でスキャンを実施するため、それ以降の疑義照会等で、調査票原票を参照する際に、回答データを検索、閲覧、疑義照会結果を記録するためのツールも併せて用意することが必須となる。

今後は、これらのデータの管理方法の方向性を決定するとともに、その詳細スケジュールの検討、必要なコストの見積りを進める必要がある。

以上

令和 6 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析における
抽出計画作成等事業 報告書

2025 年 2 月

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

※ 令和 6 年度調査は、「JISY20252:2019 市場・世論・社会調査
及びインサイト・データ分析 ー用語及びサービス要求事項」の
認証区分＜C：調査員非介在型定量調査＞」に準拠し実施した。